

いわゆる「年収の壁」について

－ 配偶者控除を中心に －

林 正義

東京大学 大学院経済学研究科・経済学部

一般財団法人地方財務協会 地方財政研究会

令和7年2月4日(火) 17:30～20:00

103万円の壁？

- 年収の壁

- パート主婦による就業に関する言葉
- 税制や社会保険制度で規定される特定の年収でパート主婦が働き控えすること（就業調整）を指す

- 103万円の壁

- そもそもは配偶者控除が引き起こすパート主婦の就業調整を指す
- 時代に応じて「103万円」に相当する部分は異なる
- かつては配偶者の収入が一定金額（103万円）を超えると配偶者控除が全て無くなり、配偶者の就労増が世帯の可処分所得を減少させていた（手取りの逆転）→103万円の壁を形成
- 1980年代末に配偶者特別控除が導入されてからは大きな手取りの逆転はない

「103万円の壁」の意味の変容

- 2024年の衆議院選から「103万円の壁」は複数の意味で語られるようになった。
 - 本来の「103万円の壁」自体正確に理解されていないことに加え、更に混乱を引き起こす。
- 所得税における特定扶養控除の消失によるアルバイト学生の就業調整
 - 扶養親族が103万円超の給与収入を得ると特定控除がなくなり、当該収入増により世帯の可処分所得が減少すること。
 - 所得税と個人住民税において特定扶養親族のみに対応。特定親族特別控除を創設し、配偶者特別控除のように対応。
 - 個人住民税？
- 所得税における単身給与所得者の課税最低限
 - 最低収入部分にかかる給与所得控除を10万円増加（2025年所得より）
 - 所得税の基礎控除を10万円増加（2025年所得税より）
 - 個人住民税？個人住民税における基礎控除はそのまま

有配偶女性の就業調整：年収分布と 集群

集群化 (bunching)

安部由紀子・大竹文雄, 2003「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊・社会保障研究』31(2)

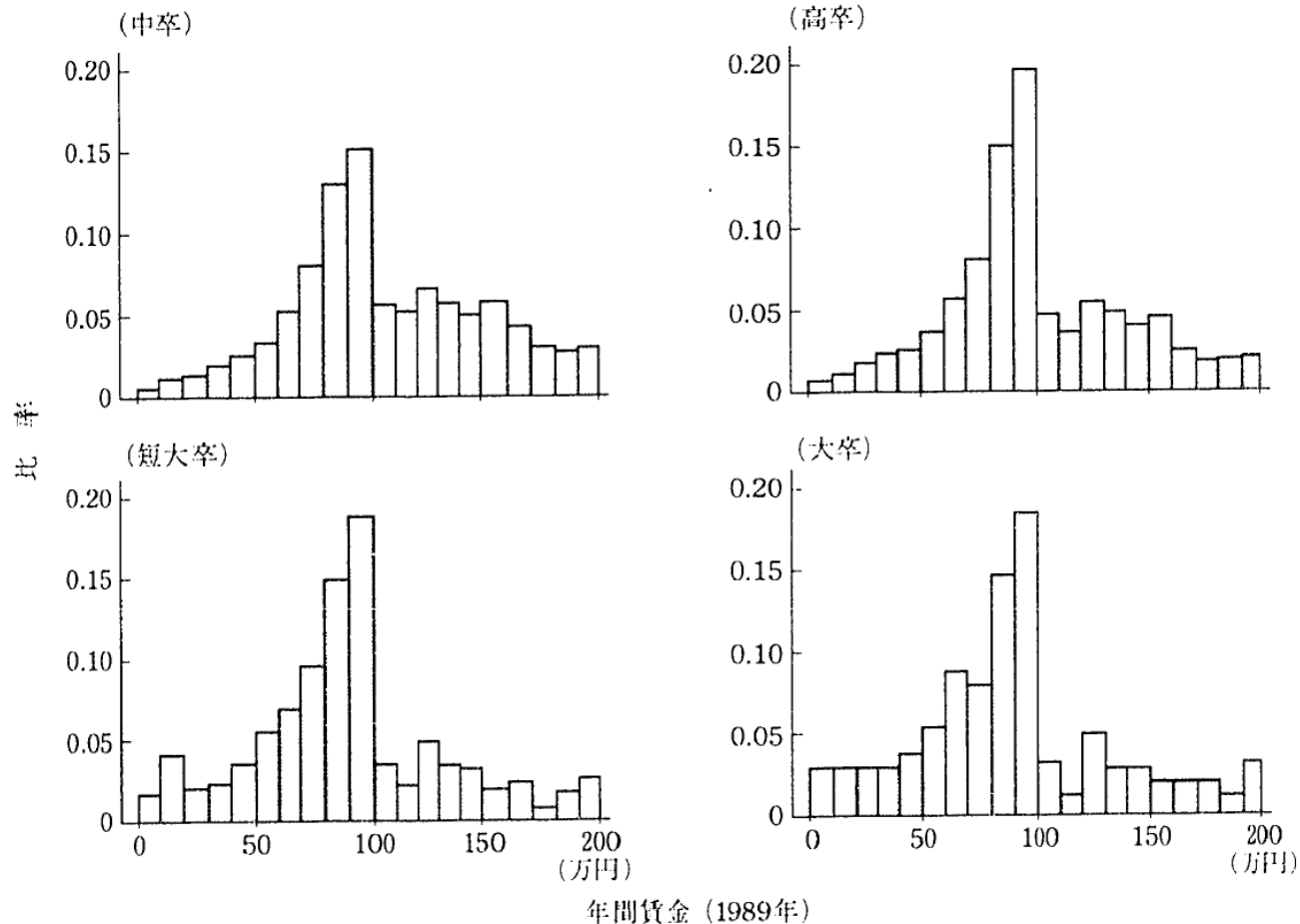


図 6 学歴別パートタイム労働者の年収分布

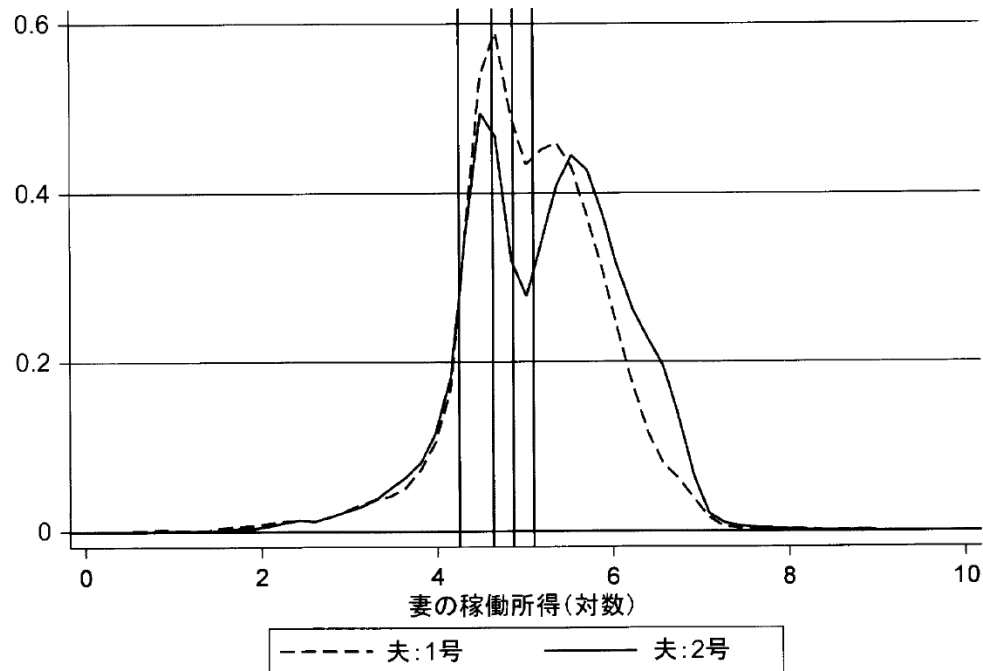
集群化 (bunching)

大石亜希子, 2003 「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」 『季刊・社会保障研究』 39(3)

Winter '03

有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度

293



注) 図の縦線は、左から 90 万円, 103 万円, 130 万円, 163 万円に相当する。対象サンプルは、夫が 1 号か 2 号の妻で、稼働所得があり、現在就業している 6,351 人 (1 号の妻 1,543 人, 2 号の妻 4,808 人)。

図3 妻の年収分布(カーネル推定量)

集群化 (bunching)

Akabayashi, H., 2006. The labor supply of married women and spousal tax deductions in Japan. *Review of Economics of the Household* 4, 349–378.

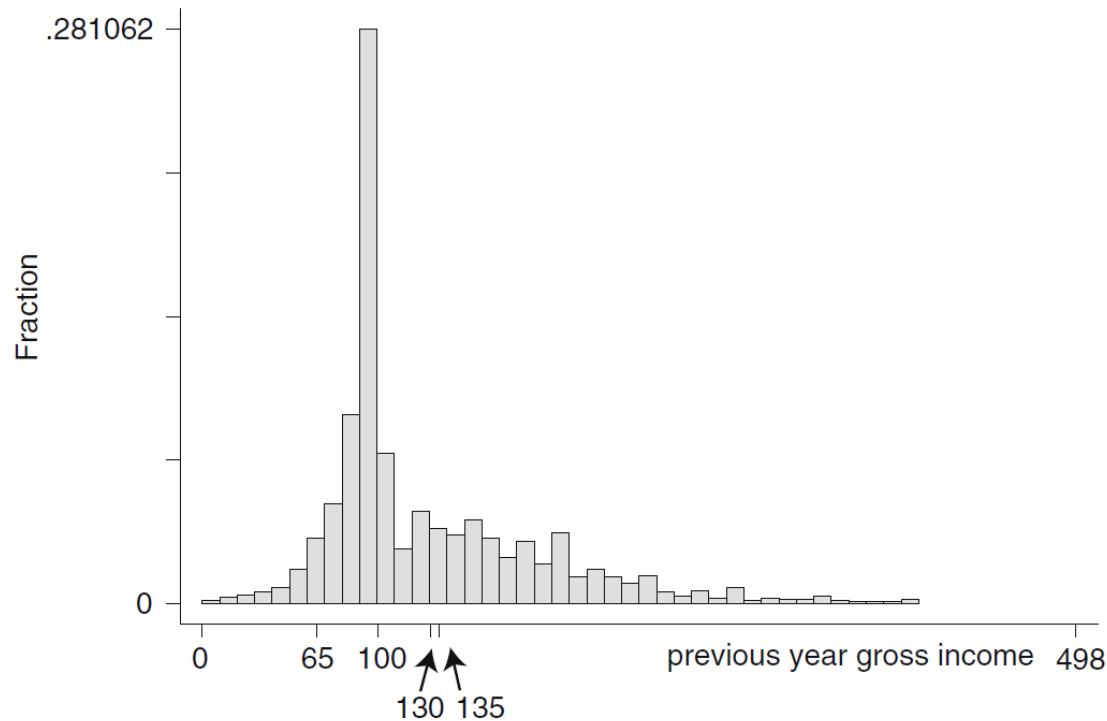
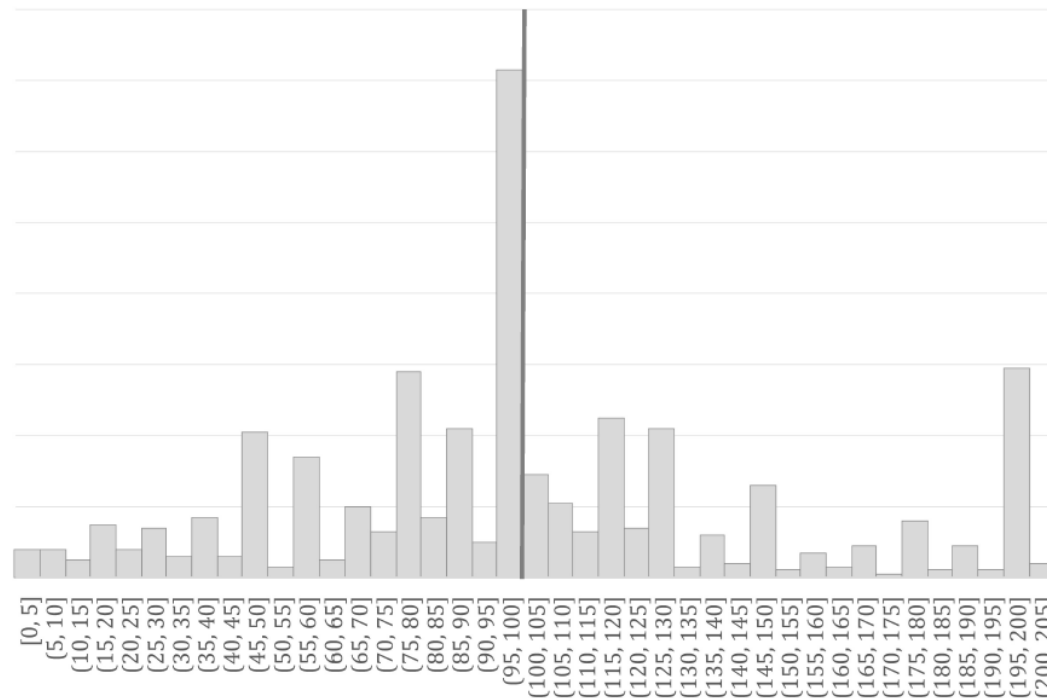


Fig. 3 The distribution of gross earnings of married female part-time workers. *Source:* The General Survey of Part-Time Workers 1995. The histogram of gross earnings is shown for married female with age between 21 and 59 and hourly wage between ¥400 and ¥3,000. $N = 12,756$

集群化 (bunching)

林正義, 2024『税制と経済学：その言説に根拠はあるのか』中央経済社

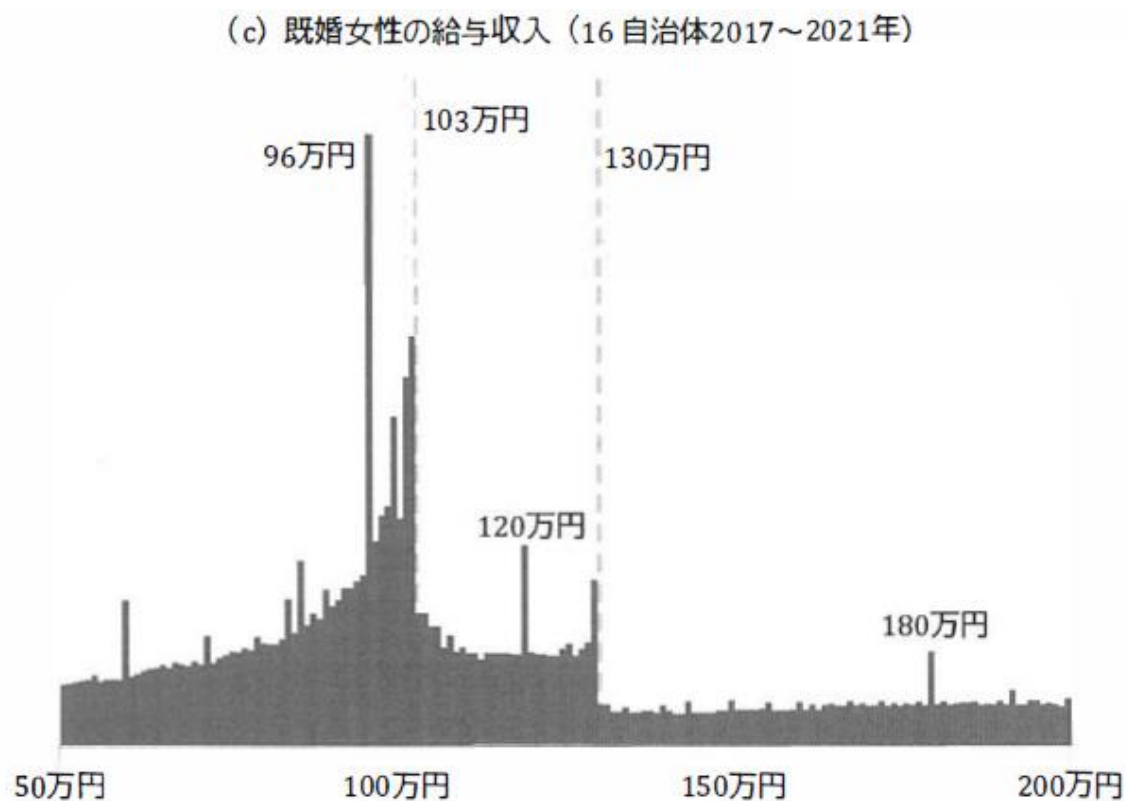
図表 2-7. 既婚女性の給与収入分布 2021 年



注：(1) 「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」の 2021 年データから作成。納税者の収入が 1,195 万円以下で、1 万円以上 206 万円未満の収入をもつ 1961 年以降に生まれた既婚女性 ($n = 1,229$) を対象。(2) 横軸の目盛は 5 万円単位で、(A, B] は A 万円超 B 万円以下を表す。(3) 垂直線は 100 万円を指す。

集群化 (bunching)

近藤絢子, 深井太洋. 2023 「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」 RIETI Discussion Paper Series 23-J-049



注：近藤・深井（2023）の図1(b)の一部を，縮尺を変えて表示したもの。

集群化 (bunching)

- 有配偶者女性年収の分布をみると、100万円辺りに不自然な塊ができていく。
- このような分布の塊を一般的に「集群(bunch)」という
- 「集群」とは工学や物理学で利用されている言葉
 - スムーズであるべき流れが詰まって（＝後から流れてきたのが重なって）塊ができることをイメージしたもの。いわゆる「団子化」。
 - 交通工学：「バス集群（化）(bus bunching)」 「列車集群（化）(train bunching)」
 - 量子科学：「速度集群（化）(velocity bunching)」
- 一部の書籍や論文ではbunchingを「集積」と訳しているが、既に経済学（都市経済学）では「集積」という言葉は別の概念＝agglomerationを指しているので、この和訳は紛らわしい。

集群 (bunching)

速度**集群**によるフェムト秒電子**パルス**発生の実証

上坂充, 飯島北斗, 上田徹, 坂本文人 - 日本原子力学会 年会・大会予稿 ..., 2004 - jstage.jst.go.jp

速度**集群** (velocity **bunching**) はミラノ大学の Prof. Luca Serafini が提唱した電子ビームの圧縮方式である。RF photoinjector からの電子ビームを、磁気圧縮器を用いずに、加速管内で圧縮するのが...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 2 バージョン

22pDE-4 進行波加速構造中における速度**集群**法を用いた極短**パルス**電子ビーム生成

柏木茂, 永沢聡, 日出富士雄, 齊藤寛峻... - 日本物理学会講演概要 ..., 2015 - jstage.jst.go.jp

... **パルス**電子ビーム生成の研究を行っている。本発表では、加速構造中にてパンチ圧縮を行う速度**集群**法 (Velocity **Bunching** ... 実験では、Velocity **Bunching** 法によるパンチ圧縮を確認するために、電子...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 3 バージョン

アト秒電子**パルス**の発生と電子回折への応用

森本裕也 - Molecular Science, 2023 - jstage.jst.go.jp

... チョッピング法および光電陰極型電子銃から得られる電子**パルス**の時間幅は通常、サブ・ピコ秒以上の範囲にある。したがって、極限的な時間幅の**パルス**電子ビームが必要な場合は、時間圧縮法(**集群**)...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 3 バージョン

Amplitude and phase control of RF **pulse** using IQ modulator for realizing high quality electron beam

S Yamada, S Kashiwagi, I Nagasawa - inis.iaea.org

... 進行波加速管内での速度**集群**法(Velocity **bunching**)により極短**パルス**電子ビームを生成すること... 具体的には、熱陰極RF電子銃に供給する高周波**パルス**の振幅と位相を平坦化することにより、ビーム...

☆ 保存 開引用 関連記事 2

医療用直線加速器の構造と制御

長尾昌隆 - 日本放射線技術学会雑誌, 2009 - jstage.jst.go.jp

... 度の遅い電子に速い電子が追い付き(**集群**)、電子の「タマ」となり空洞共振器を励起する。つまり、空洞に加えられた小電力のマイクロ波は、電子ビームの運動エネルギーの一部を買って増幅されたわけで...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 4 バージョン

高密度**鉄道**ダイヤにおける列車**集群**化を抑制する運行制御方策

和田健太郎, 吉相俊, 赤松隆, 大澤実 - 土木学会論文集 D3 (土木計画 ..., 2012 - jstage.jst.go.jp

... 本研究は、高密度**鉄道**ダイヤにおける列車の**集群**化を抑制する運行制御方策を提案する。そのために、まず、停車区間、走行区間における遅延伝播メカニズムを整合的に考慮した列車運行モデルを構築...

☆ 保存 開引用 被引用数: 6 関連記事 全 9 バージョン

路線バスにおける集団走行発生時の運行方法の有効性分析

胡敏兒, 保田義之, 井ノ口弘昭, 秋山孝正 - 交通工学論文集, 2019 - jstage.jst.go.jp

... In the study, the bus operation method to avoid the bus **bunching**. The ... **bunching**. It might be regulated in Japan that the bus driving order cannot be changed even in the bus **bunching**. ...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 3 バージョン

ウィズコロナ時代におけるキャンパスバス分散乗車の効果分析 三密回避と旅行時間短縮の両立

川辺伶, 野口宇宙, 大澤義明 - 都市計画論文集, 2023 - jstage.jst.go.jp

... Firstly, we clarified the occurrence of bus **bunching** at University of Tsukuba by examining bus probe data. Secondly, we demonstrated that bus dispersion boarding system can avoid ...

☆ 保存 開引用 関連記事 全 3 バージョン

経済分析：なぜ集群化するのか

稼得所得と可処分所得を用いた消費選択の理論

$$U = V(c, Y; W) \equiv U\left(c, \frac{Y}{W}\right) \equiv u\left(c, H - \frac{Y}{W}\right)$$

図 3-13 稼得所得と可処分所得：比例課税

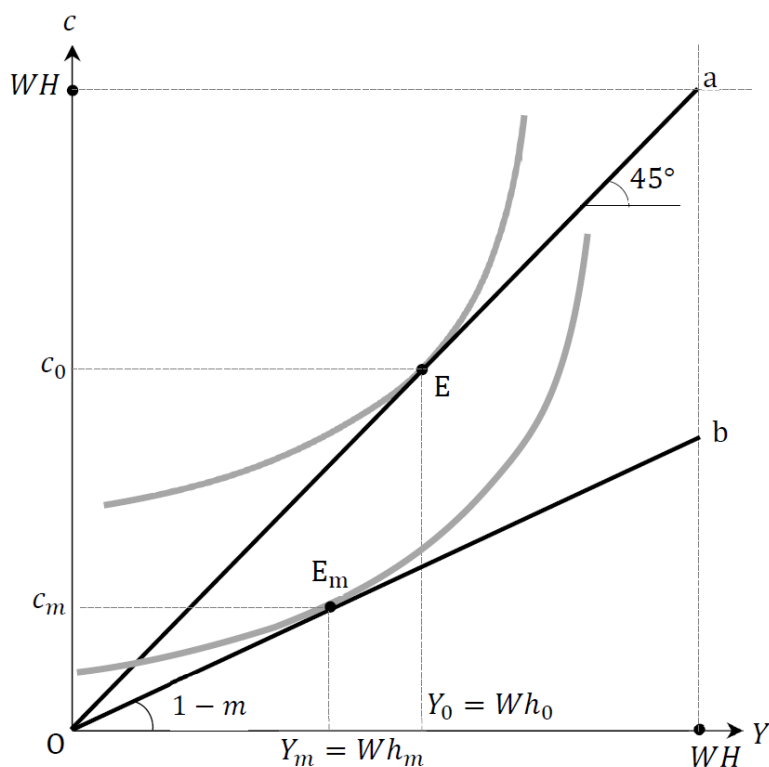
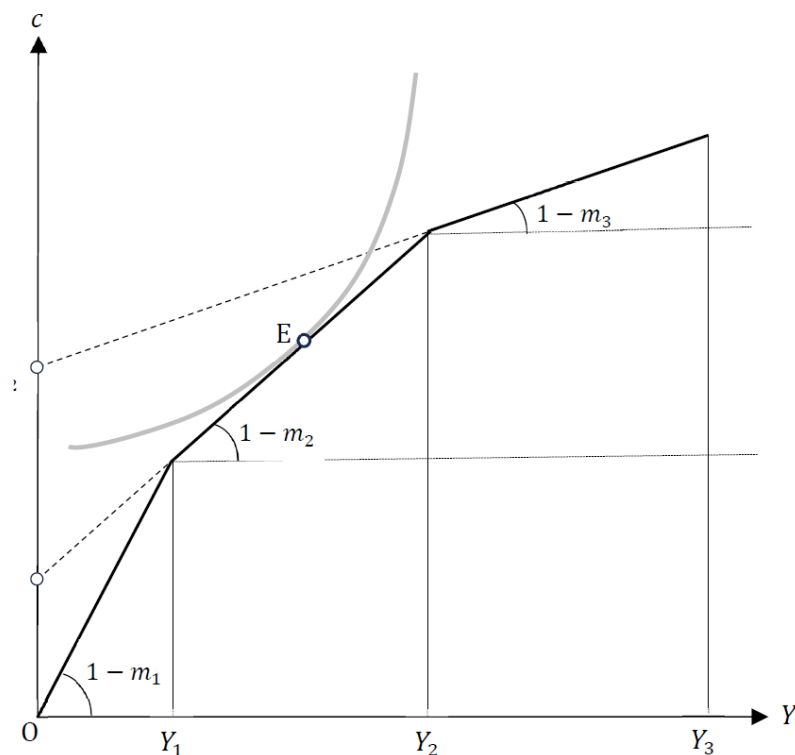


図 3-14 稼得所得と可処分所得：超過累進課税



林正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.

屈折（キンク）と離断（ノッチ）

図 3-16 屈折(キンク)

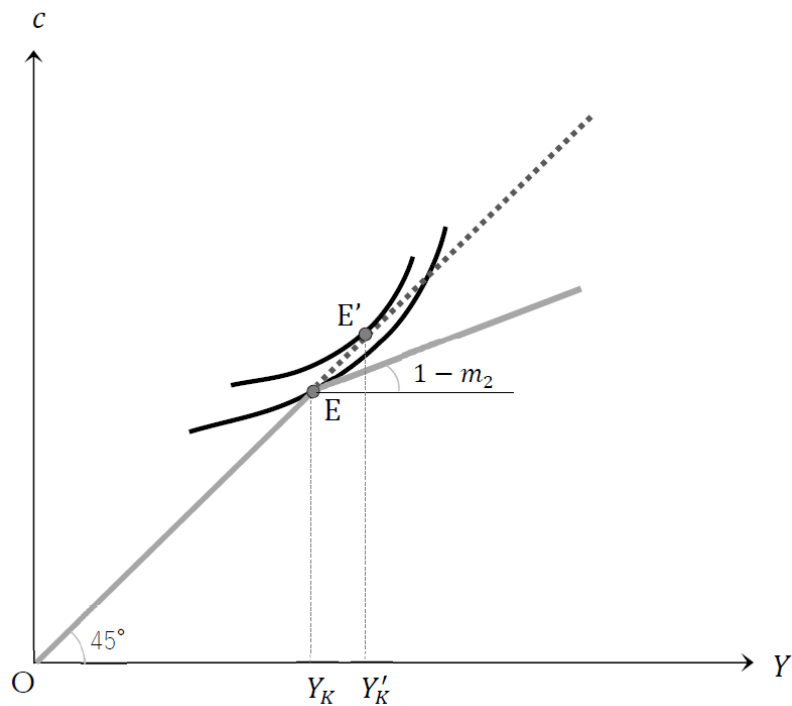
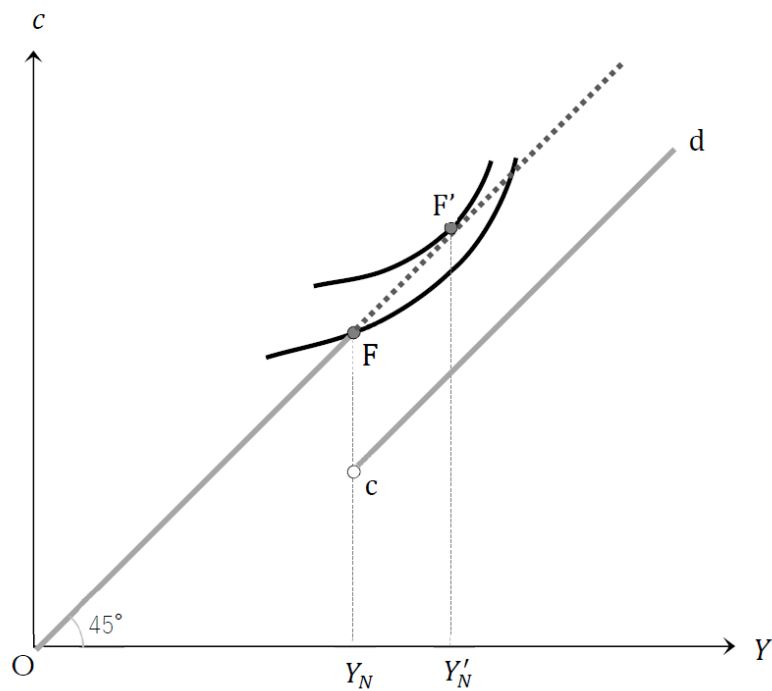


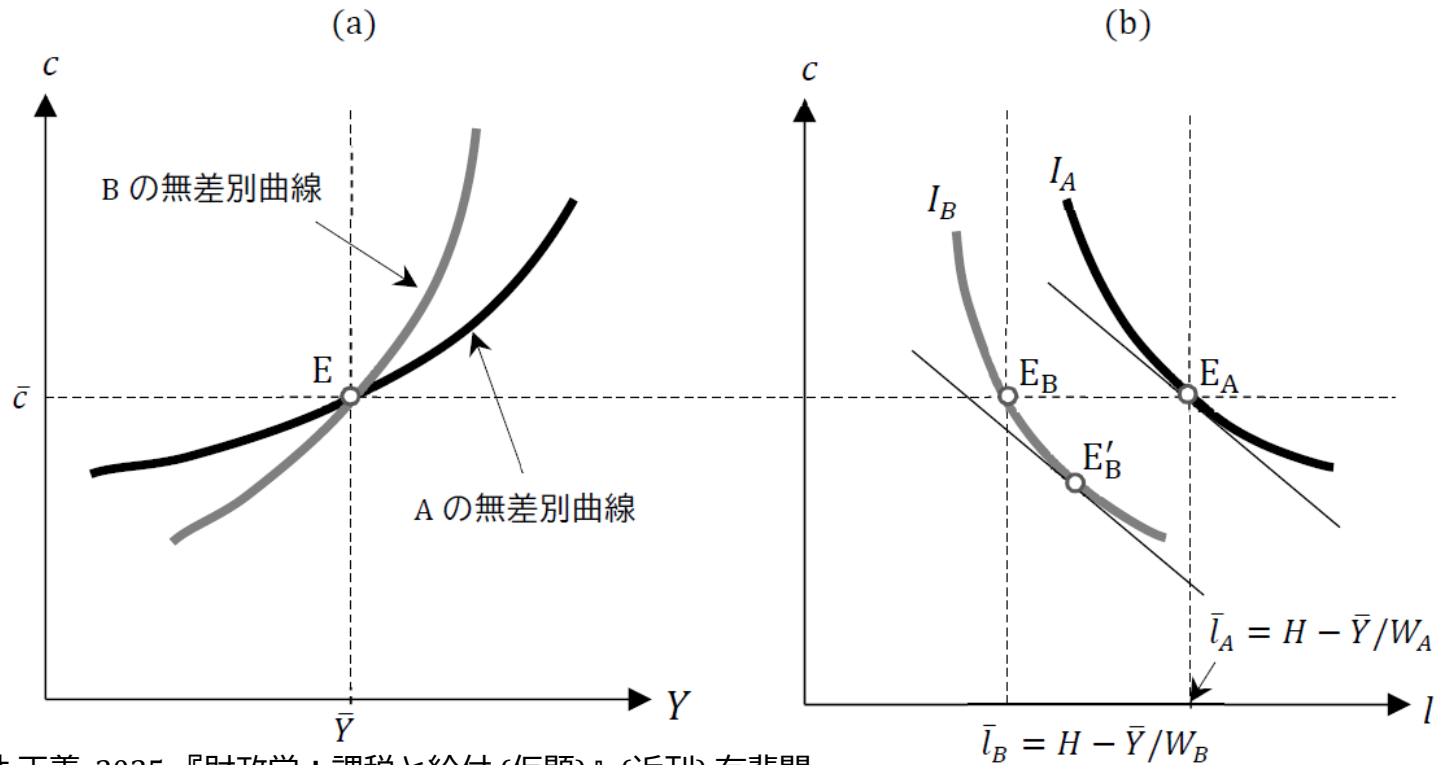
図 3-17 離断(ノッチ)



林 正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.

単一交差

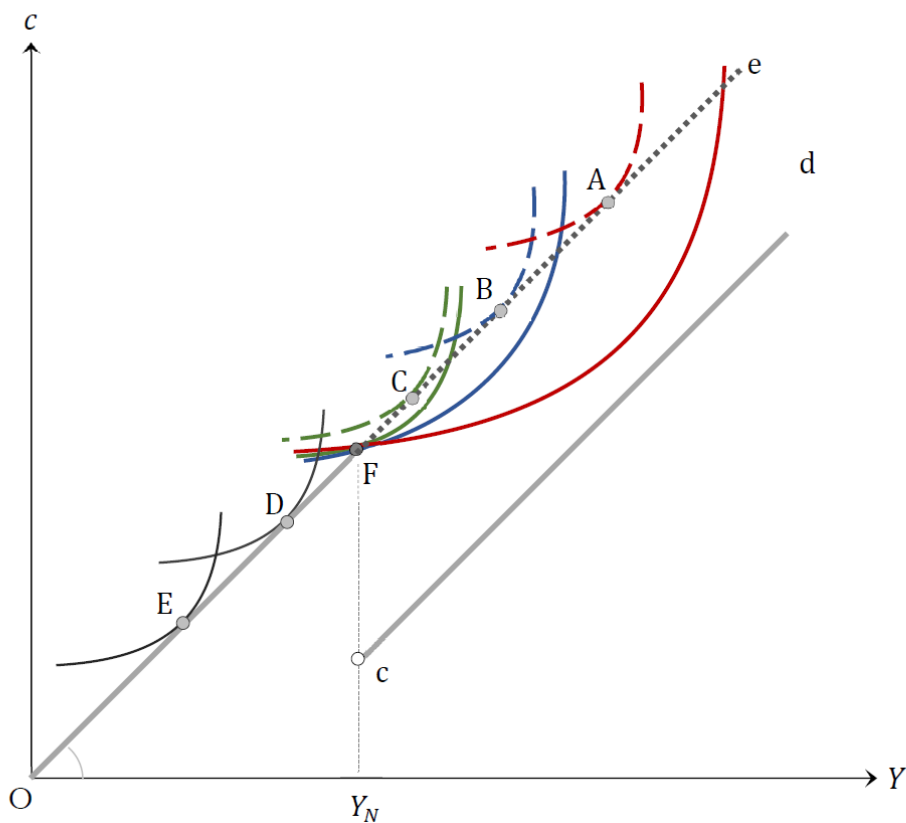
$$U = V(c, Y; W) \equiv U\left(c, \frac{Y}{W}\right) \equiv u\left(c, H - \frac{Y}{W}\right)$$



林 正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.

離断と集群

図 3-18 離断と集群



林 正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.

集群化の解決策 パレート改善（当該個人限り）

図 3-16 屈折(キンク)

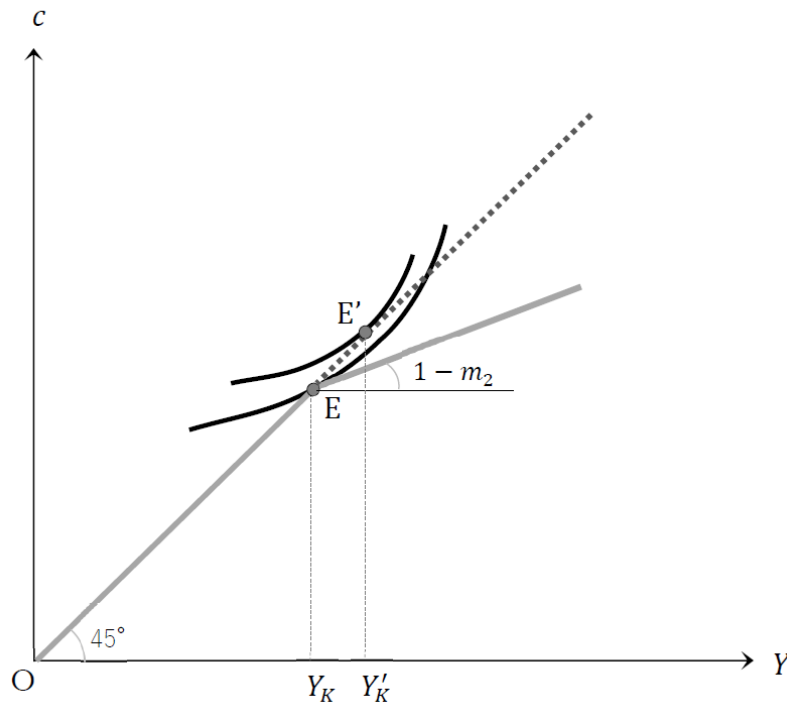
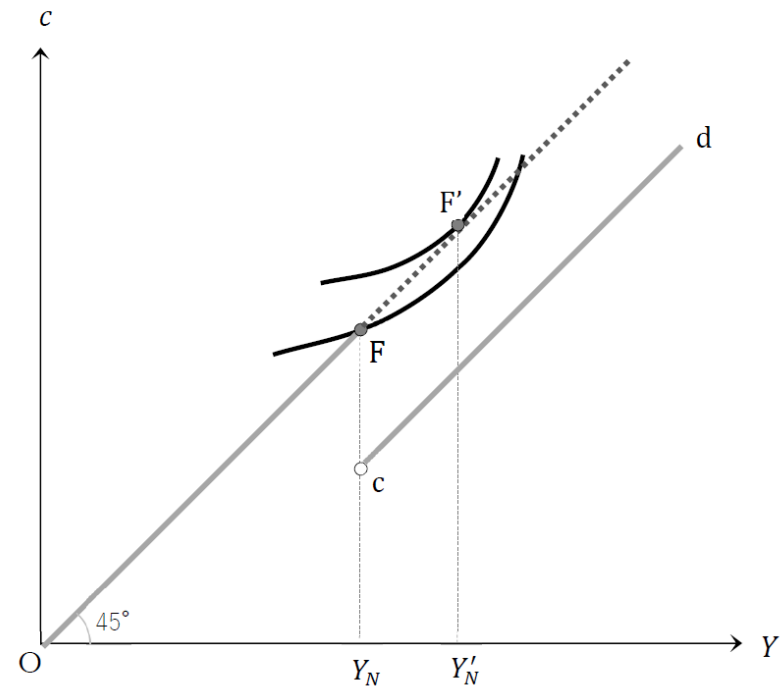


図 3-17 離断(ノッチ)



林 正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.

年収の壁（予算線の屈折と離断）を生む制度

従たる所得を稼得する配偶者の給与収入に応じた税・社会保険料

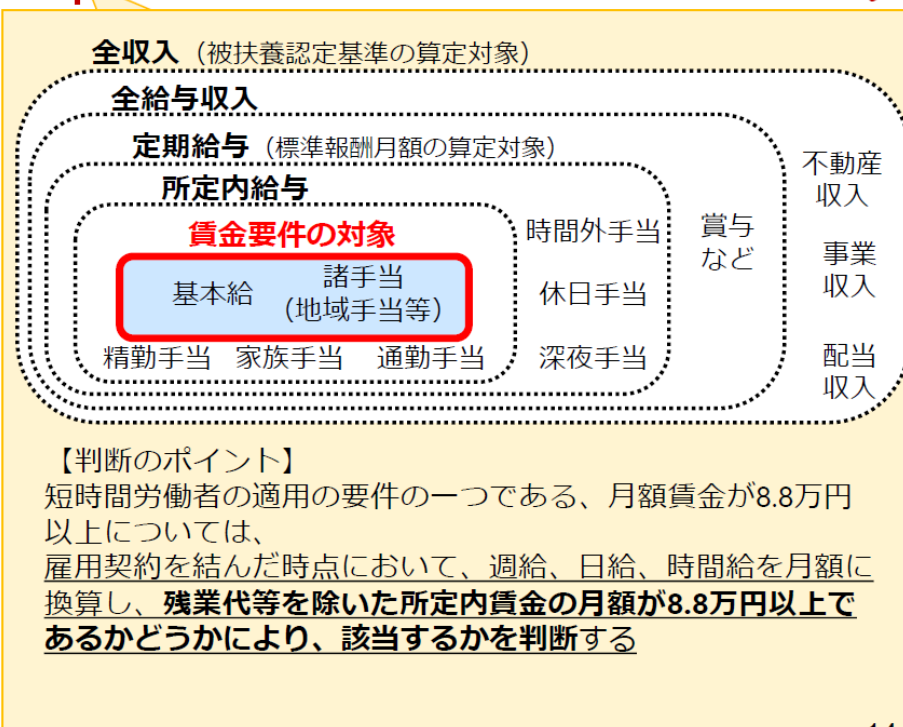
- 93万円
 - 一部地域：個人住民税均等割（定額）⇒離断
- 96.5万円
 - 一部地域：個人住民税均等割（定額）⇒離断
- 100万円
 - 一部地域：個人住民税均等割（定額）⇒離断
 - 個人住民税所得割（限界税率10%）＋税額調整（所得割は98万円超過部分に課税されるため手取りの逆転を防止）＝100.2万円まで手取り固定，そこから限界税率10%⇒屈折
- 調整控除は無視
- 103万円
 - 所得税（103万円超過部分に限界税率5%）⇒屈折
 - 配偶者控除（所得税・個人住民税）は消失．同額の配偶者特別控除が適用．
- 105万円
 - 2017年所得まで：配偶者特別控除（所得税）の減額開始（階段状：141万円で消失）⇒離断
- 110万円
 - 2017年所得まで：配偶者特別控除（個人住民税）の減額開始（階段状：141万円で消失）⇒離断
- 105.6万円
 - 社会保険料天引き（**留意必要**）⇒離断
- 130万円
 - 社会保険における扶養解除（自身で社会保険に加入）⇒離断
- 150万円
 - 配偶者特別控除（所得税）の減額開始（階段状：201万円で消失）⇒離断
- 155万円
 - 配偶者特別控除（個人住民税：合計所得金額950万円以下）の減額開始（階段状：201万円で消失）⇒離断

制度の確認：社会保険料の壁

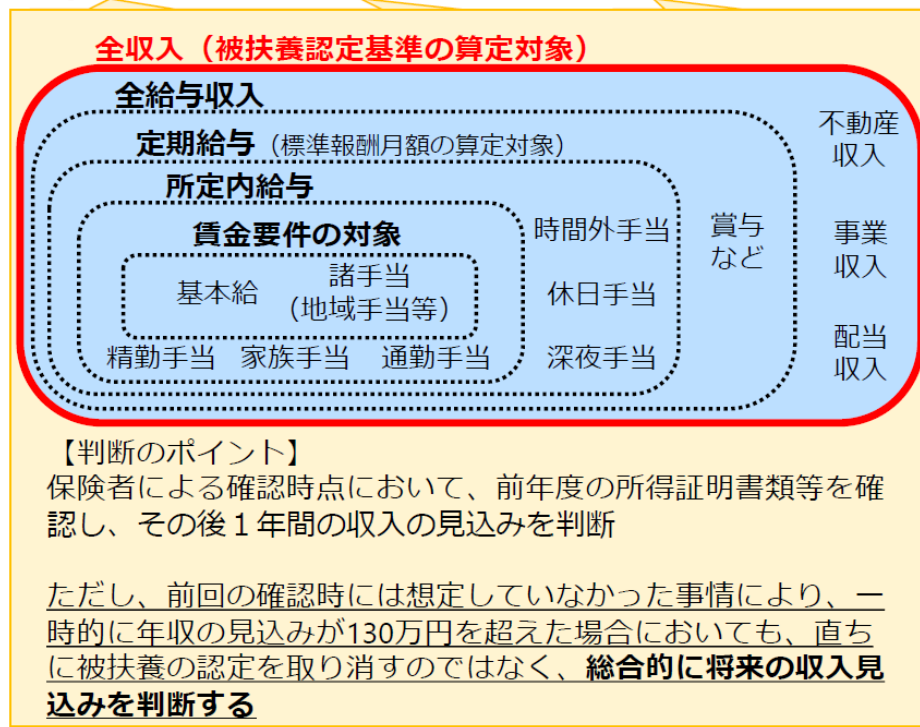
- **被用者保険適用基準**（105.6万円）（いわゆる「106万円」）：以下の条件を満たすと職場の社会保険に参加しなければならず、社会保険料が給与から天引きされる。
 - 学生ではない（夜学の学生等は対象となる）
 - 社会保険料が従業員101人以上の事業所（2024年10月からは51人以上）
 - 週の所定労働時間が20時間以上（雇用契約時点見込み）
 - 雇用期間が継続2か月超（雇用契約時点見込み）
 - 月額基本給が雇用契約時点で86,000円以上（＝年額105.6万円）～時間外手当，賞与，当該勤務以外の収入は含まない。→したがって，年末に就業調整をするという議論にはなじまない。例えば，年末の残業を抑えて106万円を超えないように就業調整しても適用には影響しない。
- **被扶養認定基準**（130万円）：主たる稼得者の勤務先での社会保険における扶養から外れるため，自身で社会保険に加入する必要がある。
 - 従たる稼得者（配偶者）だけではなく扶養世帯員全てに適用する。
 - 扶養離脱後の加入先はその時の条件による。
 - 105.6万円のケースと異なり，実際に稼得した全ての収入による。
 - ただし，将来の収入の見込みを総合的に判断することから，年末に一時的に収入が増加したとしても，直ちに被扶養の認定を取り消す要因にはならない。

被用者保険適用基準と被扶養認定基準

被用者保険適用基準(106万円)



被扶養認定基準(130万円)



年末の就業調整と被扶養認定基準（130万円）と被用者保険適用基準（106万円）について

- 被用者保険適用基準（106万円）については、①雇用契約を結んだ時点で適用の有無が決定すること、②時間外手当等は判定に用いないことから、例えば年末の残業を抑えて106万円を超えないように就業調整しても適用には影響しない。
- また、被扶養認定基準（130万円）についても、将来の収入の見込みを総合的に判断することから、年末に一時的に収入が増加したとしても、直ちに被扶養の認定を取り消す要因にはならない。

第7回社会保障審議会年金部会（2023年9月21日）資料2「女性の就労の制約としてきされる制度等について（いわゆる「年収の壁」等）」<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001148321.pdf>

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

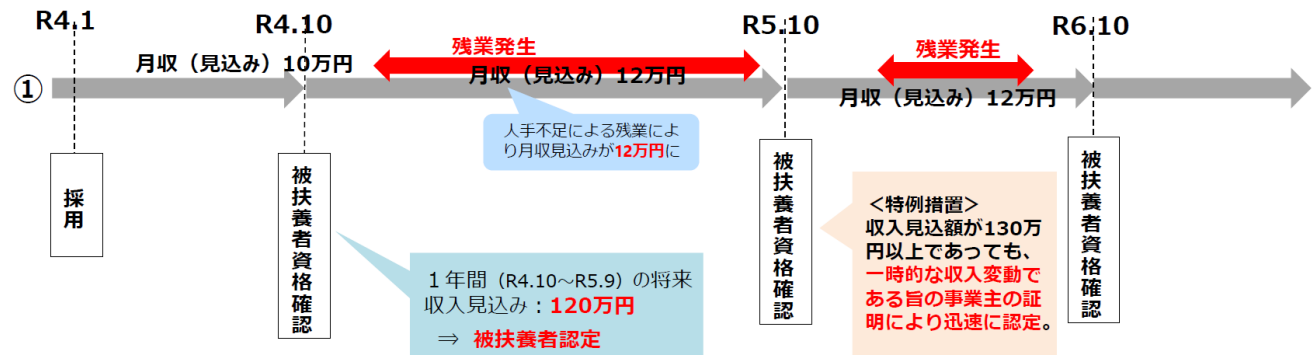
概要

- 被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

※ あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。

（例）被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であったが、残業により収入増になった場合

2024年10月～



第168回社会保障審議会医療保険部会（2023年9月29日）資料4「『年収の壁・支援強化パッケージ』について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001150869.pdf>

パート・アルバイトで働く

「130万円の壁」で

お困りの皆さまへ

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると、
国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより
手取り収入が減ってしまうため、
人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している。



企業の事情、労働者の希望に応じた働き方を後押しします



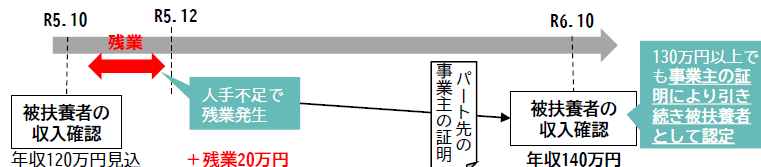
パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組み**を作ります。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



➡ 詳しくは、裏面もご確認ください。

「130万円の壁」への対応に関するよくある質問について

Q

どのような収入の増加が対象となりますか？

A

職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となります。

Q

いつからの収入が対象となりますか？

A

今後行われる被扶養者の収入確認で確認の対象となる過去の収入が対象となります。詳しくはご加入の健康保険組合等にご確認ください。

Q

「一時的な収入変動」であることをどのように証明をすればいいですか？様式は決まっていますか？

A

勤務先の事業主が一時的な収入であることを証明することになります。証明の様式は厚生労働省のウェブサイトにて公開しています。

Q

2つ以上の事業所に勤務している場合も対象となるのでしょうか？

A

対象となります。証明については、人手不足に伴う労働時間の延長等を行った事業主から取得してください。

Q

私の働き方で引き続き被扶養者として認定を受けられるか心配です。どこに相談すればよいですか？

A

まずはご加入の健康保険組合等にご相談ください。

➤ その他、厚生労働省ウェブサイトによくある質問を掲載しています。

厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/taidou_001_00002.html)

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

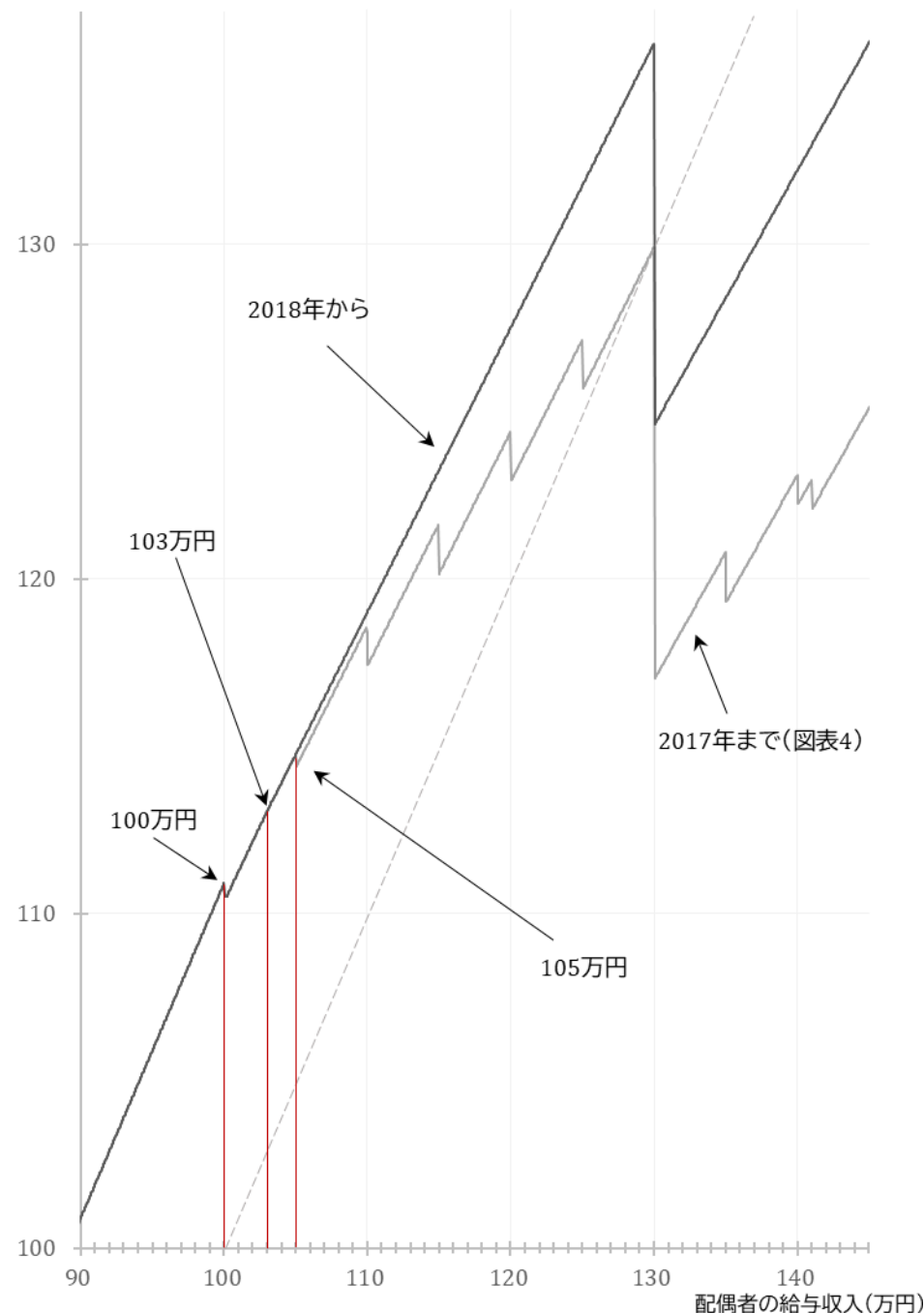
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省ウェブサイト



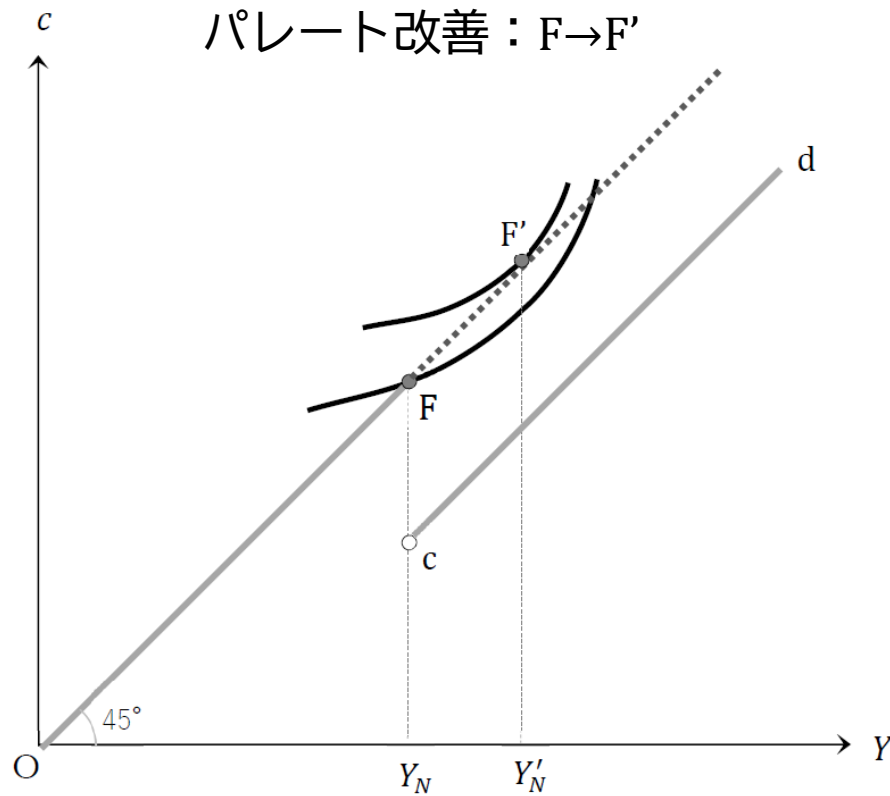


世帯の予算制約

- 屈折や離断を目視しやすいように縦軸の比率を大きくしている.
- いわゆる「106万円の壁」は書き込んでいない.
- 個人住民税均等割による100万円（都市部を前提）での離断はそれほど大きくない
- 103万円での屈折は，目視できるほど大きくはない.
- 2018年からの配偶者控除・特別控除の改定は教科書通りの改正

2018改定＝パレート改善

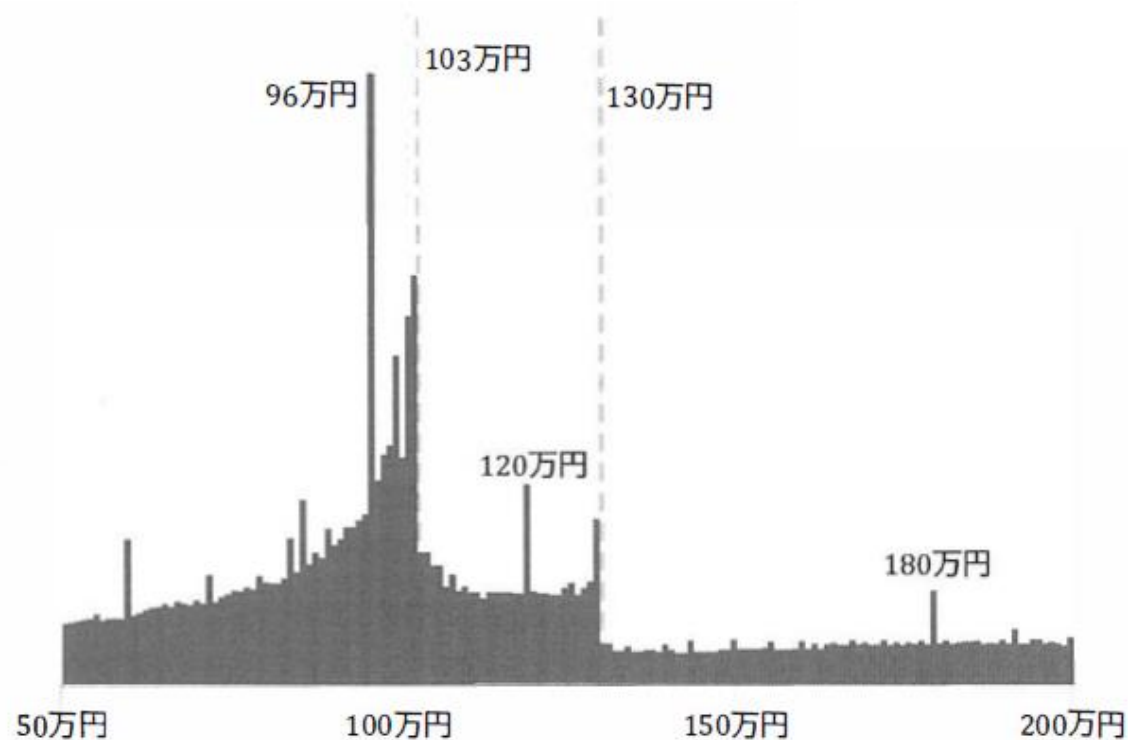
図 3-17 離断(ノッチ)



制度と集群

集群は必ずしも制度と対応しない

- 税・社会保険制度？
 - 130万円は明らかに制度要因と考えるのが自然（離断の規模も大きい）
 - 103万円も制度要因と考えられるが実際の制度と比べて効果が大きすぎるのでは？
 - 96万円については個人住民税所得割（一部自治体）の効果？



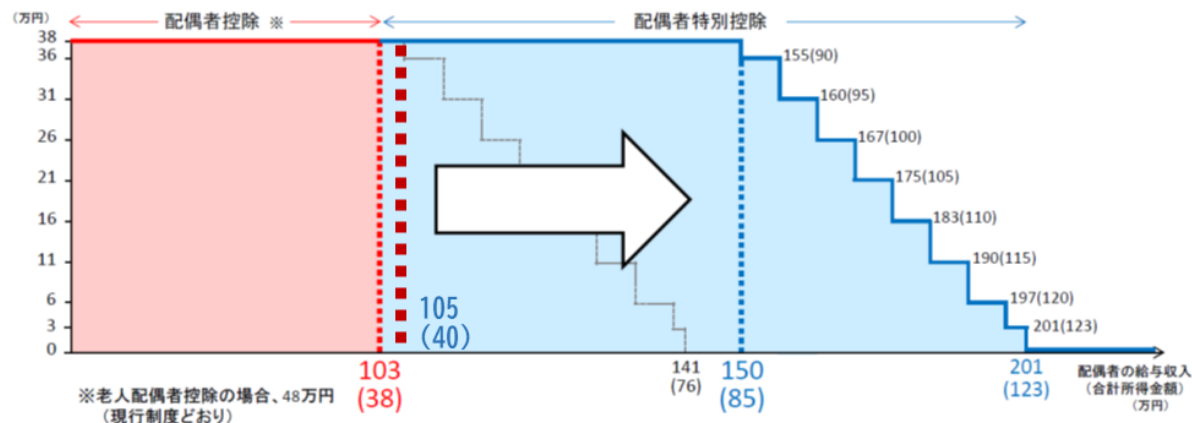
注：近藤・深井（2023）の図1(b)の一部を，縮尺を変えて表示したもの。

130万円

- サーバイデータでは130万円付近に集群は見られない.
- 源泉徴収データでは明確な集群が130万円付近に見られる.
- 社会保険料の発生による130万円離断の効果は自明（？）.
- 対応策
 - 閾値の増加→教科書的対応（本人に限りパレート改善）→他の被保険者にも適用されるので社会保険料の減収
 - 閾値分を控除した部分に社会保険料率を賦課（離断から屈折へ）→他の被保険者にも適用されるので社会保険料の減収
 - 企業が保険料を負担（その分を政府が助成）→労働市場の構造によって負担帰着がどうなるかはわからない
 - 第3号被保険者に対する優遇の廃止→厚生年金以外の場合，当該個人にとっては負担が増えるだけ→効用の減少

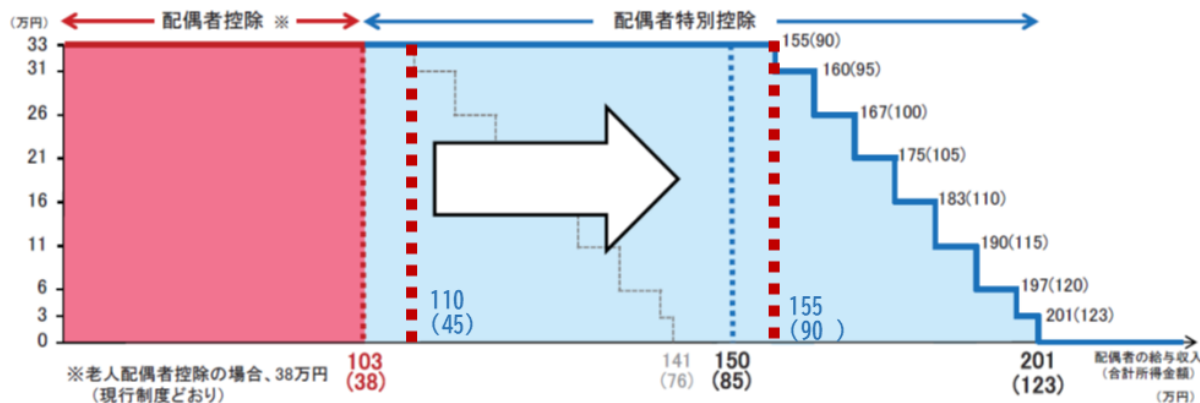
2018年改定

所得税



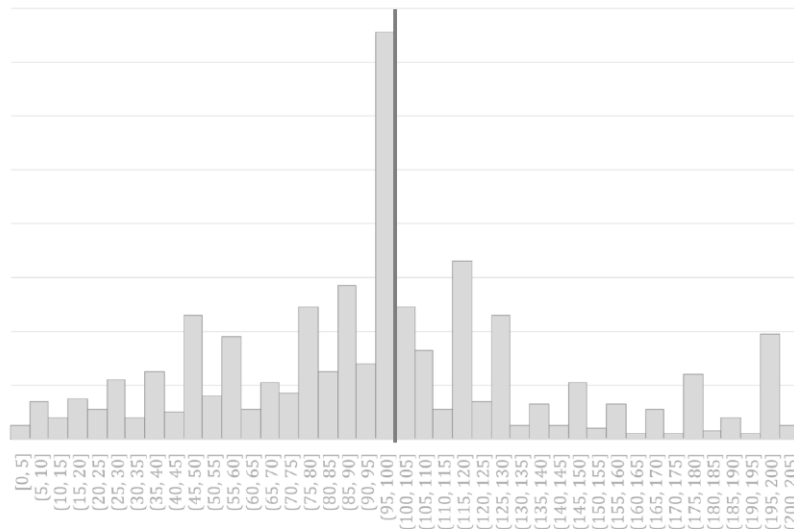
- 2018改定は、配偶者控除の閾値（103万円）を変えてはいはない。
- 配偶者控除に関しては、所得制限を付け（合計所得900万円から開始）、合計所得1000万円以上の場合、配偶者控除の適用がなくなる。
- 配偶者特別控除が減額する閾値につき、①所得税の場合は105万円から150万円へ、②個人住民税の場合は110万円から155万円に増加。

個人住民税所得割



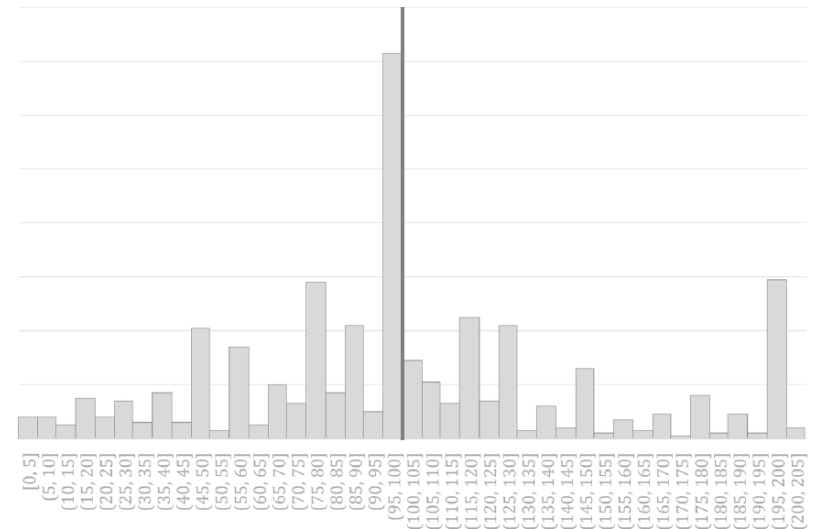
配偶者控除・特別控除の改定は就業行動を変えたのか (1)

2016年



注：(1)「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」からの2016年データに基づく。夫の収入が1,200万円以下で、1万円以上206万円未満の収入をもつ1956年以降に生まれた既婚女性 ($n=952$) を対象としている。(2) 横軸の目盛は5万円単位で、(A, B]はA万円超B万円以下を表す。(3) 垂直線は100万円を指す。

2021年

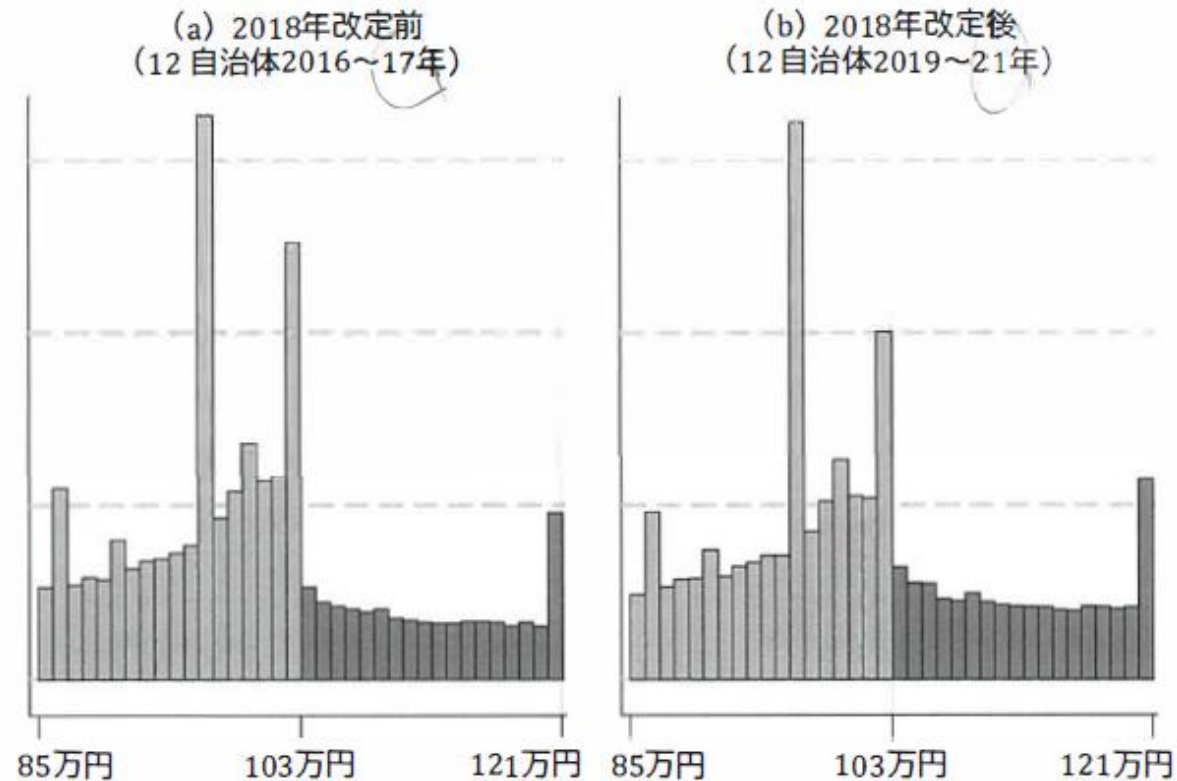


注：(1)「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」からの2021年データに基づく。夫の収入が1,195万円以下で、1万円以上206万円未満の収入をもつ1961年以降に生まれた既婚女性 ($n=1,229$) を対象としている。(2) 横軸の目盛は5万円単位で、(A, B]はA万円超B万円以下を表す。(3) 垂直線は100万円を指す。

林正義, 2024『税制と経済学：その言説に根拠はあるのか』中央経済社（近刊）

配偶者控除・特別控除の改定は就業行動を変えたのか (2)

図表1-9 既婚女性の給与収入分布



注：近藤・深井（2023）の図4の一部を、縮尺を変えて表示したもの。

なぜ制度と対応しない集群があるのか（1）

- 統計（記入）のくせ

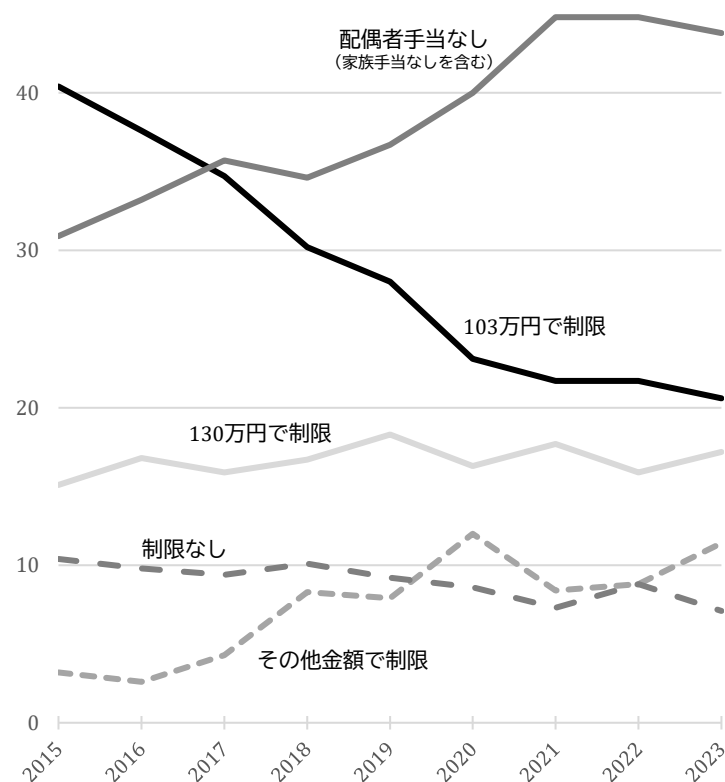
- 細かい数値を記入するのは面倒くさい→10万円，100万円単位で記入（特にサーベイデータ）
- 源泉徴収データの場合，企業が提出するデータとなるので，サーベイデータ同様，特段の記入の癖があるのか？
- サーベイデータでは130万円付近には集群を観察できないが，源泉徴収データでは130万円付近に集群を観察できる。

なぜ制度と対応しない集群があるのか（2）

• 企業の配偶者手当？

- 配偶者の職場によって閾値が異なる.
- 閾値が103万円の職場は，2023年で21%.
- 同シェアは年々減少し，2015年（40%）と比べると約半分.
- これでは企業の配偶者手当が103万円での集群に影響を与えているとは**言えない**のではないかな？

(パーセント)



注：事業所の全従業員数を用いたシェアである。
出所：人事院「種別民間給与実態調査」各年。

なぜ制度と対応しない集団があるのか（3）

- 就労者の認識のズレ（思い込み）
 - マスコミ等や「専門家」による「103万円の壁」の誤った吹聴
 - 取り敢えず103万円（もしくは100万円）に抑えれば良という思考.
 - 就業調整にかかるサーベイ結果（スライド43）

【労務】56.4%が「年収の壁」を理解していない調査結果

日本労働組合総連合会は、いわゆる“年収の壁”や年金に関する意識・実態を把握するため、「年金に関する調査 2024」をインターネットリサーチにより 2024 年 3 月 27 日～3 月 29 日の 3 日間で実施、全国の 15 歳以上の男女 1,000 名の有効サンプルを集計しました。以下はその要点です。

◆「“年収の壁”を理解していない」56.4%

⇒全国の 15 歳以上の男女 1,000 名（全回答者）に、年収の壁について質問しました。

まず、全回答者（1,000 名）に、103 万円の壁、106 万円の壁、130 万円の壁など、いわゆる“年収の壁”を理解しているか聞いたところ、「理解している」は 43.6%となったのに対し、「あまり理解していない」が 40.5%、「まったく理解していない」が 15.9%で、合計した『理解していない（計）』は 56.4%となりました。

男女別にみると、理解している人の割合は、男性では 48.0%と、女性（39.2%）と比べて 8.8 ポイント高くなりました。

世代別にみると、理解している人の割合は、50 代以上（50 代 50.6%、60 代以上 52.4%）では半数を超えました。

世帯別にみると、理解している人の割合は、共働き世帯（夫婦のどちらも扶養に入っていない 51.3%、夫婦のどちらかが扶養に入っている 56.9%）で高くなりました。

なぜ制度と対応しない集団があるのか（4）

- 主婦の実態の反映
 - 制度が実態を変えることもあろうが、それと同時に実態が制度を形成することも多い。
- 例えば...
 - 6:30 起床．朝食準備
 - 7:00～8:30 朝食＋洗濯＋送り出し（幼稚園まで同伴）
 - 9:00～10:00 掃除＋洗い物＋物干し＋その他家事
 - 15:30 食品等の買い物
 - 16:00 夕食準備
- 制度は実態の反映でもある
- 対応できる時間と年収
 - 4時間～5時間程度（10:00～15:00）
 - 4時間×20日×12か月1000円＝96万円
 - 5時間×20日×12か月×1000円＝120万円
- この1日4～5時間程を配分する問題
 - せいぜい年間120万円？

表1 6歳未満の子のいる夫婦世帯の母親の生活時間の变化（夫婦の就労状態別，1986年～2016年）

i) 総数 (単位：分)

	睡眠，食事	仕事	家事	育児	その他
1986	608	122	302	146	260
1991	602	86	306	167	277
1996	616	77	295	163	289
2001	614	80	278	183	285
2006	620	103	258	189	270
2011	628	101	259	202	248
2016	623	142	229	225	221

ii) 共働き

	睡眠，食事	仕事	家事	育児	その他
2006	618	259	209	128	228
2011	620	235	216	152	216
2016	624	248	201	169	202

iii) 片働き（夫有業，妻無業）

	睡眠，食事	仕事	家事	育児	その他
2006	622	1	290	230	299
2011	634	2	294	239	274
2016	627	3	268	297	246

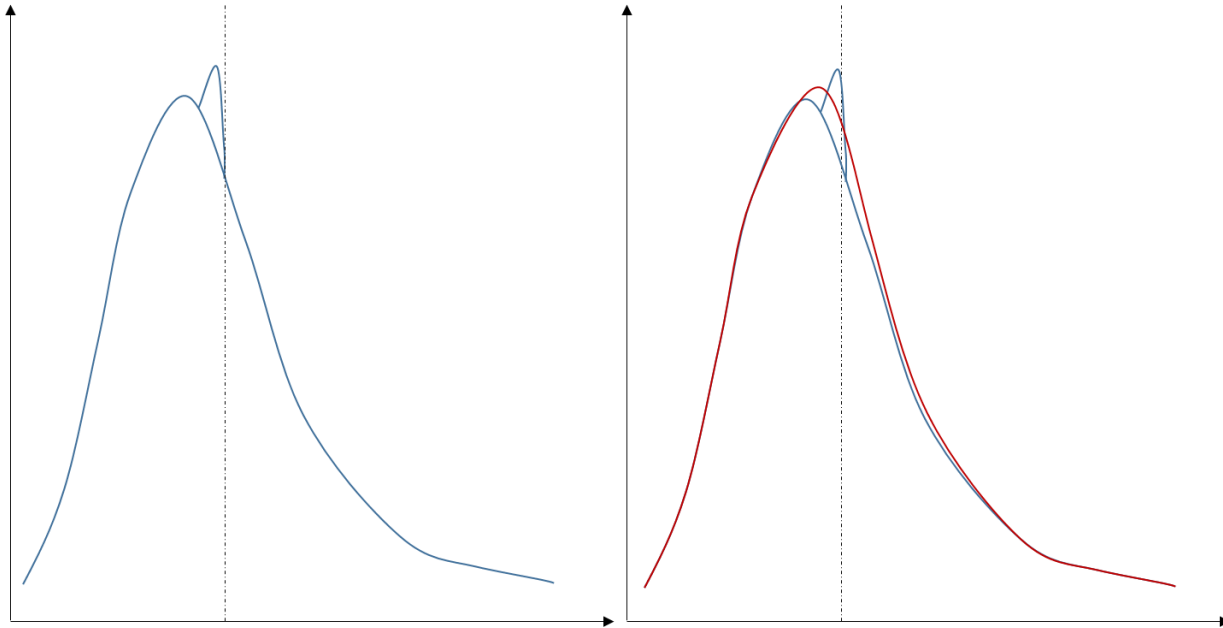
出所) 総務省「社会生活基本調査」(各年)

なぜ制度と対応しない集団があるのか（5）

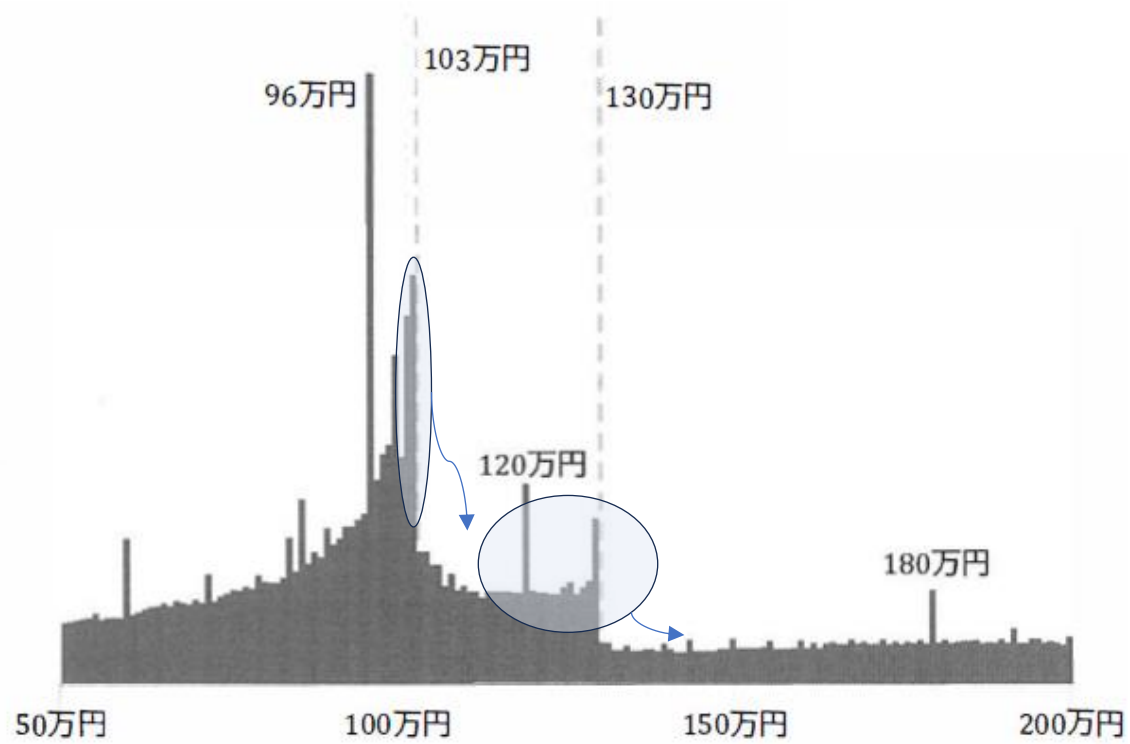
- 12の倍数（近藤・深井2023）
 - あらかじめ1か月の収入を切りの良い額で決めて、その通りに働く。
 - 年末に時間調整をするという逸話にそぐわない。
 - 96万円（8万円），120万円（10万円），180万円（15万円）。

有配偶者女性の就業調整の規模

集群と内縁調整 (intensive margin)



集群を引き起こしている制度をなくすことで「集群（こぶ）」を均す→労働供給量の増加＝集群（こぶ）の大きさ→**その量はたかが知れているのでは？**



注：近藤・深井（2023）の図1（b）の一部を，縮尺を変えて表示したもの。

配偶者控除による就業調整の規模(1)

- アンケートを他の統計表と照らし合わせて計算すると全労働者数の1.26%程度が配偶者控除により就業調整している。
- 配偶者控除による就業調整による日本全体の合計労働時間の増加率は、1.26%より遙かに小さい規模になるはず（0.22%ほど）。

地方税にかかる項目なし！

この人たちは150万円で就業調整をしているのか？

図表 1-11 就業調整理由別の有配偶者の女性パート労働者の割合 (%)

	2016	2021
①就業調整をしている	22.5	21.8
①のうち		
自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならない	55.1 (12.4)	49.6 (10.8)
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなる	44.7 (10.1)	36.4 (7.9)
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなる	23.3 (5.2)	15.4 (3.4)
一定額（130）万円を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならない	54.1 (12.2)	57.3 (12.5)

注：（1）厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査の概況」および「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」より作成。（2）括弧内の数値は全有配偶者の女性パート労働者を100とした場合のシェアである。なお複数回答を可としている。

図表 1-12 配偶者控除・特別控除による就業調整の規模 (%)

	2016	2021
① パート労働者が全労働者に占める割合	27.4	27.6
② 上記①のうち女性の割合	74.1	76.5
③ 上記②うち配偶者をもつ割合	76.4	74.0
④ 上記③のうち「就業調整をしている」と答えた割合	22.5	21.8
⑤ 上記④うち「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」と答えた割合	44.8	36.4
⑥ 全労働者に占める配偶者控除・特別控除によって就業調整をしている有配偶者女性パート労働者の割合（①×②×③×④×⑤）	1.6	1.2

注：厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査の概況」および「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」より作成。

労働時間の増加率の根拠

- 増加率の雑な推計

$$\text{増加率} = \frac{\Delta h_{\alpha} \times \alpha \times N}{\bar{h} \times N} = \alpha \cdot \frac{W_{\alpha} \Delta h_{\alpha}}{\bar{W} \bar{h}} \cdot \frac{\bar{W}}{W_{\alpha}} = 0.012 \cdot \frac{30}{319.5} \cdot \frac{0.1956}{0.1004} = \mathbf{0.0022}$$

- Δh_{α} : 就業調整者の労働時間増加の平均 (30万円 : 100万円→130万円)
- α : 就業調整者数の全労働者数に占める割合 (1.2%)
- W_{α} : 就業調整者の平均賃金率 (最低賃金1,004円/時間・2023年全国加重平均)
- N : 全労働者数
- $\bar{h}$: 全労働者の平均労働時間 (1,633時間・実労働時間・2021年毎勤)
- $\bar{W} \bar{h}$: 全労働者の平均収入 (319.5万円・現金給与総額・2021年毎勤)
- $\bar{W}$: 全労働者の平均賃金率 (319.5万円÷1,633時間=1,956円/時間)

配偶者控除による就業調整の規模(2)

収入変化率

				現状		全員就業＋ 130万円止まり		半分就業＋ 130万円止まり		就業率不変＋ 50-99万円のみ変化	
	人数	比率	①収入の 中位点	②人数ウ ェイト	①×②	③人数ウ ェイト	①×③	④人数ウ ェイト	①×④	⑤人数ウ ェイト	①×⑤
なし	801	14.5	0	0.145	0.0	0.000	0.0	0.073	0.0	0.145	0.0
0超50万円未満	343	6.2	25	0.062	1.6	0.000	0.0	0.000	0.0	0.062	1.6
50～99万円	1,136	20.6	75	0.206	15.4	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
100～149万円	934	16.9	125	0.169	21.2	0.582	72.8	0.510	63.7	0.375	46.9
150～199万円	376	6.8	175	0.068	11.9	0.068	11.9	0.068	11.9	0.068	11.9
200～249万円	380	6.9	225	0.069	15.5	0.069	15.5	0.069	15.5	0.069	15.5
250～299万円	242	4.4	275	0.044	12.1	0.044	12.1	0.044	12.1	0.044	12.1
300～399万円	322	5.8	375	0.058	21.9	0.058	21.9	0.058	21.9	0.058	21.9
400～499万円	208	3.8	450	0.038	17.0	0.038	17.0	0.038	17.0	0.038	17.0
500～599万円	127	2.3	550	0.023	12.7	0.023	12.7	0.023	12.7	0.023	12.7
600～699万円	75	1.4	650	0.014	8.8	0.014	8.8	0.014	8.8	0.014	8.8
700～799万円	59	1.1	750	0.011	8.0	0.011	8.0	0.011	8.0	0.011	8.0
800～899万円	29	0.5	850	0.005	4.5	0.005	4.5	0.005	4.5	0.005	4.5
900～999万円	12	0.2	950	0.002	2.1	0.002	2.1	0.002	2.1	0.002	2.1
1,000～1,199万円	14	0.3	1,050	0.003	2.7	0.003	2.7	0.003	2.7	0.003	2.7
1,200～1,499万円	5	0.1	1,350	0.001	1.2	0.001	1.2	0.001	1.2	0.001	1.2
1,500万円以上	14	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不詳	441	8.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5,518	100	—	—	156.4	—	191.1	—	182.0	—	166.7
現状からの 増加率							22.2%		16.4%		5.4%

国立社会保障・人口問題研究所「第7回全国家庭動向調査」（2022年実施）単純集計表（表359妻の1年間の収入別女性数）

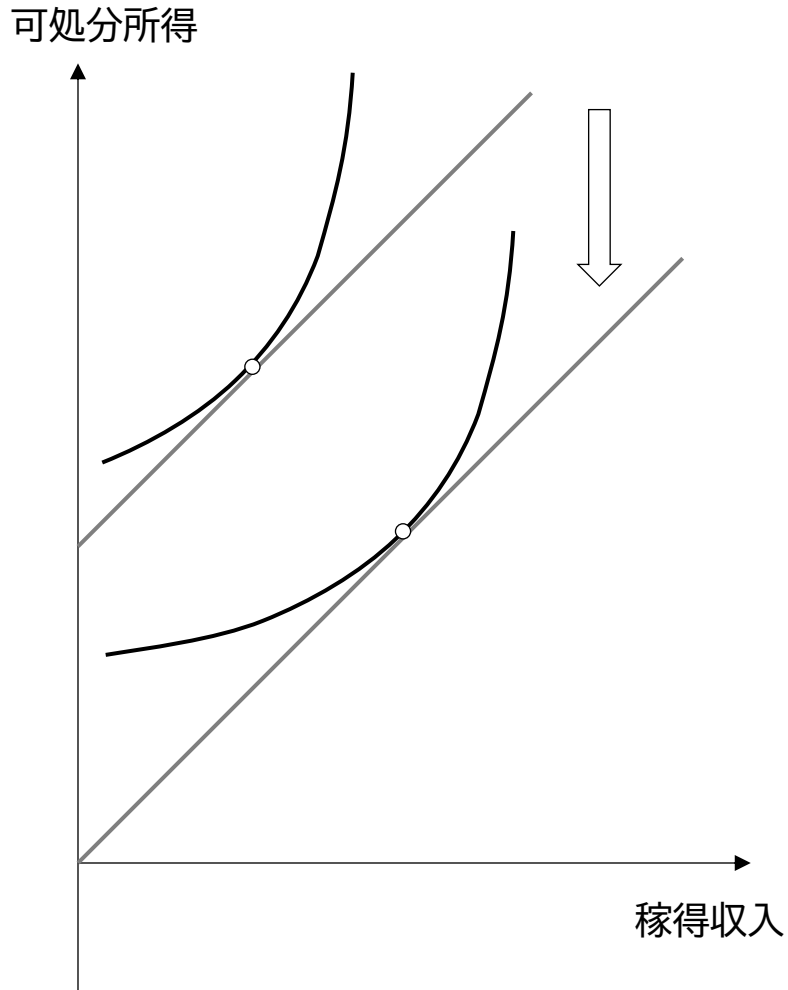
注：高齢者女性を含む？

配偶者控除撤廃の効果

内縁 (Intensive margin)と外縁 (Extensive margin)

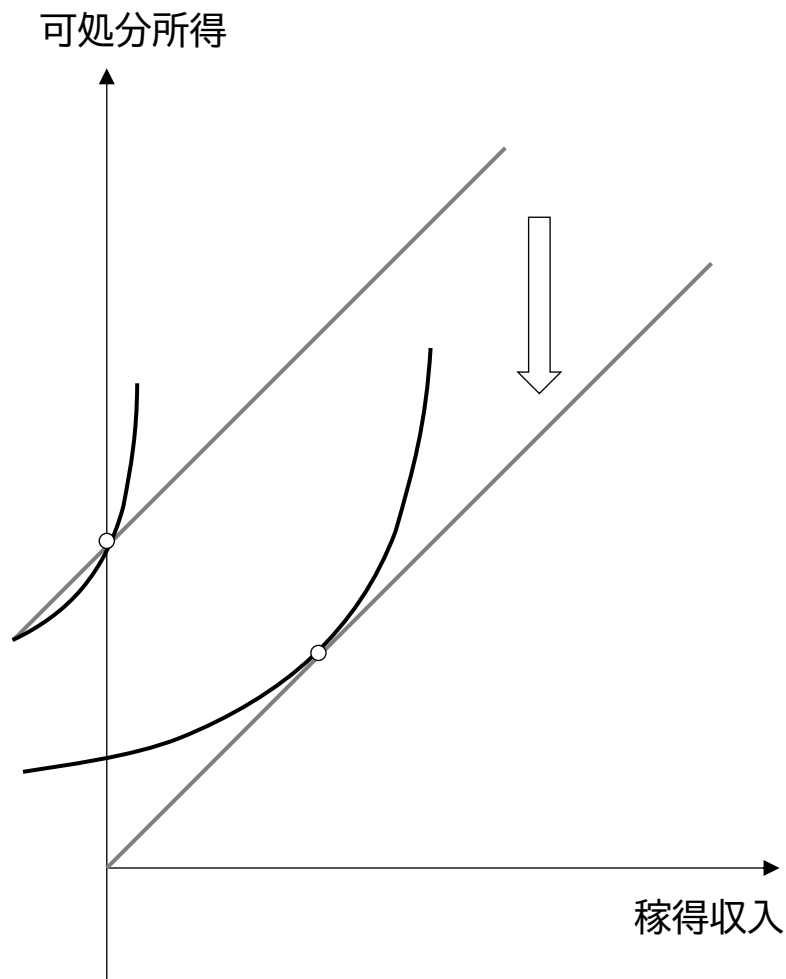
- 集団を前提にした議論では、既に結婚・就労している女性の労働時間の調整（内縁intensive marginの＝労働時間の調整）を前提.
- これに加え、働いていない者が働いたり、働いているものが働くを止めるという意思決定（外縁extensive marginの＝就労参加）も分析する場合がある.
- 配偶者控除を撤廃することによる効果を考察する場合は、内縁の就業調整だけではなく、外縁の就労参加への効果も捉える必要がある.

配偶者控除撤廃と内縁調整



- 稼得所得変化の開始と終了が103万円～当該ブラケットの上限に収まるなら、スロープは変化しないので、効果は所得効果のみ。⇒効用は下がるが資源配分の効率性はそのまま。
 - 余暇が正常財＝所得効果が正（劣等財＝所得効果が負）なら稼得収入増加（減少）
 - 所得効果が無い場合（e.g., 準線形の効用関数），稼得収入は不変
- 稼得所得が103万円以下から103万円～当該ブラケットの上限に収まるなら、スロープが変化し、所得効果だけでなく代替効果も生じる（課税による歪み）⇒効用は下がり、資源配分も非効率になる。

配偶者控除撤廃と外縁調整



- 余暇が劣等財（＝所得効果が負）もしくは所得効果が無い（e.g., 準線形の効用関数の）場合，配偶者控除を全廃しても就労しない。
- 余暇が正常剤（＝所得効果が正）ならば，就労の可能性あり（左図）
 - － 就労後の稼得所得が100万円以下ならば，効用は下がるが資源配分の効率性は向上。
 - － 就労後の稼得所得が100万円超ならばスロープが変化し，代替効果も発生するので，就労により資源配分の効率性が向上するかは分からない。
- 所得効果が正で，主たる所得を得る配偶者の所得水準が十分大きければ，稼得収入ゼロ時点の限界代替率が非常に大きくなっているので，配偶者控除が全廃されても就労しない。

静学構造推定による 行動的マイクロシミュレーション

- 余暇が正常財であれば労働時間は増加する。もちろん、効用水準は低下（パレート劣位）。
- 配偶者控除に関する複数の研究では、現行の配偶者控除が有配偶者女性の労働供給に与える部分は非常に限定的。
- 配偶者控除の全廃による妻の労働供給増加: 配偶者控除の全廃によって有配偶者女性の労働供給は増加するものの、その量は微少
 - Akabayashi (2006): 1.91～5.53%（外縁なし）
 - 高橋 (2010): 0.7%（外縁なし）
 - Bessho and Hayashi (2014): 0.19%（外縁あり）
 - 足立・金田 (2016): 0.64%（外縁あり）

静学分析と動学分析

- ここで考えているのは特定の期間（例えば1年間）における意思決定の分析（静学分析）である。
- マイクロシミュレーションは賃金率などは不変と置いて算定しており、労働供給量が変わることで賃金率が変化するという市場均衡の変化を考慮している訳ではない（ただし、変化量は微量なので、この点はそれほど心配する必要は無い）。
- 加えて、例えば、社会保険料支払いの見返りとして将来保険給付を得ることまでを考えた時、将来の収入を上げるために人的資本に投資をするような、多期間・長期的な意思決定を前提とする動学分析ではない。
- 全国女性税理士連盟「配偶者控除廃止・基礎控除引き上げの要望書」平成28年10月15日
 - パートタイム労働者総合実態調査（平成23年）では、主婦パートのうち自分の収入に一定の上限を設ける等就業調整をしている者の割合が21.0%に上り、この原因の一つに配偶者控除等の適用が挙げられている。**就業調整は、女性の低賃金化を招き、経済的自立の妨げになるばかりか、人材を有効に活用できないことで社会的にも損失となる。** 少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、将来の日本を支えるためには、女性の能力の活用が今後ますます重要になる。

女性の結婚や出産後の就労意思

- 配偶者控除・特別控除や第3号被保険者制度の存在によって女性が結婚や出産をきっかけに家庭内に留まることを選択するでしょう。
 - →そのような選択をする女性は、それを見越して将来の（家庭外の）仕事に資するような自己投資（人的投資）を行わない。
 - →選択後も家庭外の仕事や人的投資を通じて達成されるはずの「能力」の向上もない。
- この推測が正しければ、結婚や出産を機にした人的投資の消失によって、日本経済の生産能力が失われる。
- 個人が長期的な合理的判断をしている場合、将来にわたるすべての可能性を考慮し、自分にとって最善の選択をしている訳で、就業継続（人的投資継続）が自己にとって望ましい結果をもたらすならばその選択をするはず。
- そのような個人にとって最適な選択が結果として最適な選択とならない場合、個人の就業行動（による人的資本蓄積）に何らかの正の外部性が存在するはず。人的資本の蓄積に外部性が存在するならば（Lucas 1988）、配偶者控除・特別控除や第3号被保険者制度の存在が人的資本の蓄積を抑制する限りにおいて、それらの廃止はパレート改善をもたらすかもしれない。
- 外部性がなくても、配偶者控除や第3号被保険者制度が歪みのある制度であれば、その歪みの元となる優遇制度を廃止し、その廃止によって浮いた税収・社会保険料の増分を消費者に定額還付すれば厚生は増加する。

動学マクロモデルによる シミュレーション分析 Kitao and Mikoshiba (2022)

Why Women Work the Way They Do in Japan:
Roles of Fiscal Policies

Sagiri Kitao*
Minamo Mikoshiba†

April 18, 2024

Abstract

Women work less often and earn significantly less than men in Japan. We use panel data to investigate employment and earnings dynamics of single and married women over the life-cycle and build a structural model to study the roles of fiscal policies in accounting for their behavior. We show that eliminating spousal deductions, social insurance premium exemptions and survivors' pension benefits for low-income spouses would significantly raise the labor supply of women and their earnings. More women would opt for regular jobs rather than contingent jobs, accumulate more human capital, and enjoy higher income growth. The government would earn higher net revenues and there is a welfare gain when additional taxes are transferred back.

Keywords: Female labor force participation, life-cycle, human capital accumulation, spousal deductions and exemptions, survivors' benefits, two-tiered employment system, Japan.

JEL Classification: D15, H2, H31, J22, J24

	女性（25-64歳）	
廃止項目	就労率の増分（平均）	収入の増加率（平均）
配偶者控除	8.1%ポイント	10.3%
第3号被保険者	8.3%ポイント	17.9%
遺族年金	2.2%ポイント	5.8%
配偶者控除＋ 第3号被保険者 ＋遺族年金	14.8%ポイント	30.1%

	女性（25-64歳）	
廃止項目	消費（平均）	厚生/消費等価（平均）
配偶者控除＋ 第3号被保険者 ＋遺族年金	3.7%	1.7%

Exp 1	No spousal deductions
Exp 2	No exemption of social insurance premiums for Category-III insured
Exp 3	No survivors' benefits
Exp 4	Experiments 1-3 combined

Table 9: Welfare Effects of Alternative Policies (% in Consumption Equivalence)

	Exp 1	Exp 2	Exp 3	Exp 4
Without Tax Rebates				
All	-1.0	-2.1	-0.7	-3.6
Low	-1.0	-2.2	-0.7	-3.7
High	-0.8	-1.1	-0.6	-2.2
With Tax Rebates				
All	+0.3	+0.9	+1.2	+1.7
Low	+0.2	+0.7	+1.2	+1.5
High	+0.4	+1.8	+1.3	+3.1

厚生水準は当然減少。配偶者控除撤廃の場合，税収・社会保険料収入増を全額還付しても厚生増加は1%未満に留まる。しかも，低学歴の者に厳しい！

収入10%の増加の規模感

- この推計値は外縁調整も含む平均値
- 静学モデルの最大値＝5.53%（Akabayashi 2006）の約倍.
- 同研究は労働時間の内縁調整のみを想定しているので，外縁調整（ゼロからの増加）と賃金の増加を考慮すれば10%でも変ではない.
- 内縁調整で考えれば，100万円で就業調整している者については100万円から110万円に増加する程度.
- 100万円付近の就業調整が全て無くなる．130万円の壁で停止→30%の増加.

マスコミと配偶者控除

識者でさえ配偶者控除を正しく理解していない（いなかった）のでは？

配偶者控除批判

2017年度税制改正に向けて

- 「配偶者控除見直し、専業主婦世帯の反発必至」『読売新聞』2014年3月8日

<http://www.yomiuri.co.jp/job/news/20140308-OYT8T00265.htm>

配偶者控除は、サラリーマンなどの夫と専業主婦の妻がいる世帯で、夫の課税対象の年間所得から38万円を差し引くことで、所得税を減らす仕組みだ。妻がパートなどで働いても、年収103万円以下なら控除の対象となる。約1200万人に適用されている。対象になるため年収を103万円以下に抑える女性も多く、女性の働く意欲をそいでいる、との声が多い。

- 社説「所得税の配偶者控除は、専業主婦やパートで」『沖縄タイムス』2016年12月31日

<http://www.okinawatimes.co.jp/articles/%AD/57935>

働く妻など年収が103万円以下の配偶者がいる場合、夫の税負担が軽くなる制度である。指摘されるのは、制度の恩恵を受けるため、あえて年収を抑えようとする働き方だ。「103万円の壁」が女性の就労拡大を阻んでいる。厚生労働省の「2011年パートタイム労働者総合実態調査」によると、パートで働く既婚女性の5人に1人が年収や労働時間など「就業調整をしている」。その割合は、男性や独身女性に比べて突出して高い。控除を意識した働き方が、結果的に働く意欲をそいではいないか。

- 山田 徹也「『配偶者控除』の後継候補、『夫婦控除』とは？」『東洋経済オンライン』2016年10月2日 <http://toyokeizai.net/articles/-/138216>

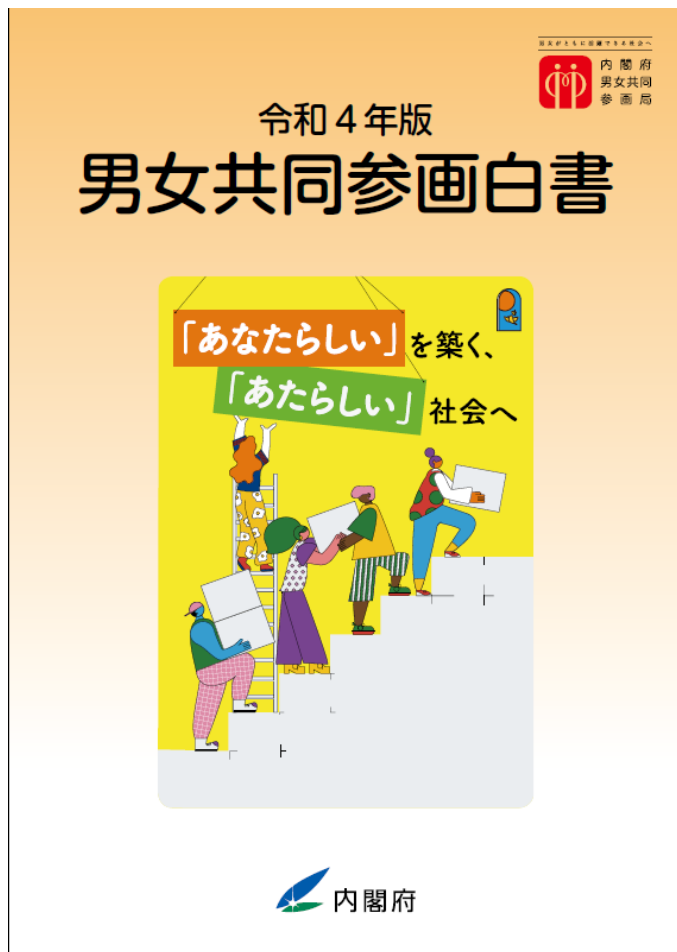
主に専業主婦やパート主婦のいる世帯を対象に、夫の所得税と住民税を軽減する税制上の措置「配偶者控除」をめぐる、政府や与党内で本格的な議論がスタートしようとしている。配偶者控除制度が存在することで、収入が103万円以内におさまるようパート主婦が就労を調整する、いわゆる「103万円の壁」の一因になっている、との指摘があるからだ。

- 深田晶恵「一目瞭然！パート主婦「収入の壁」は配偶者控除存続でこうなる | 老後のお金クライシス！」『ダイヤモンド・オンライン』2016年12月31日

<http://diamond.jp/articles/print/105039>

配偶者控除、いわゆるパート主婦の「103万円の壁」は、女性が働くのを防ぐことになると、これまで何度か見直し議論がされながらも先送りされてきた。今回は安倍政権の「働き方改革」の追い風もあり、今度こそ実現するのかもしれない。来年の選挙を控え与党から慎重論が急浮上し、配偶者控除の廃止、それに代わる夫婦控除の創設は、見送られることがほぼ確実と思われる。

2022年の『男女共同参画白書』を巡る報道



配偶者控除見直し求める 家族の姿「もはや昭和ではない」 男女共同参画白書

6/14(火) 9:34 配信 1088



Jiji.COM 時事通信社

時給を下げてまで働く女性も…「男女共同参画白書」“配偶者控除”見直し提起の目的は

6/16(木) 13:04 配信 367



ABEMA TIMES

そこで『令和4年版 男女共同参画白書(2022年6月)』で 「配偶者控除」という言葉を検索すると.

社会経済情勢が変化する中で、税制については、平成29（2017）年税制改正において、**配偶者控除が満額適用される配偶者の給与収入を103万円から150万円に引き上げ、同時に納税者本人に配偶者控除の適用を受けるための所得制限を設ける見直しを実施している。**また、社会保障制度については、段階的に短時間労働者への被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大を進めており、平成28（2016）年に従業員500人超規模の企業への適用拡大を行った。今後は、令和4（2022）年10月から従業員100人超規模、令和6（2024）年10月から50人超規模の企業への拡大を予定している。

pp. 22-23.

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。

- ・ 税制については、平成29（2017）年度税制改正において**配偶者控除等の見直しが行われ、平成30（2018）年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。**なお、平成30（2018）年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、**諸控除の更なる見直しを進める。**

p. 290.

日本経済新聞

朝刊・夕刊 LIVE Myニュース 日経会社情報 人事ウォッチ NII

トップ ▾ 速報 ▾ ビジネス ▾ マーケット ▾ 経済 ▾ 国際 ▾ オピニオン ▾ もっと見る

壁なければ「平均年収28%高く」

2022年12月1日 14:30 [会員限定記事]

東 洋 経 済
O N L I N E

6月11日 (火)

Q 記事を探す

トップ 連載・特集 会員限定 ビジネス 政治・経済 マーケット キャリア・教育 ライフ

政治・経済 ▶ 国内経済

日本の選択「年収の壁の廃止」か「移民に参政権」か
「扶養控除」をなくし「子ども支援」を徹底すべき

デービッド・アトキンソン：小西美術工芸社社長

+ 著者フォロー

2024/04/19 8:00

配偶者控除に関するアレコレ

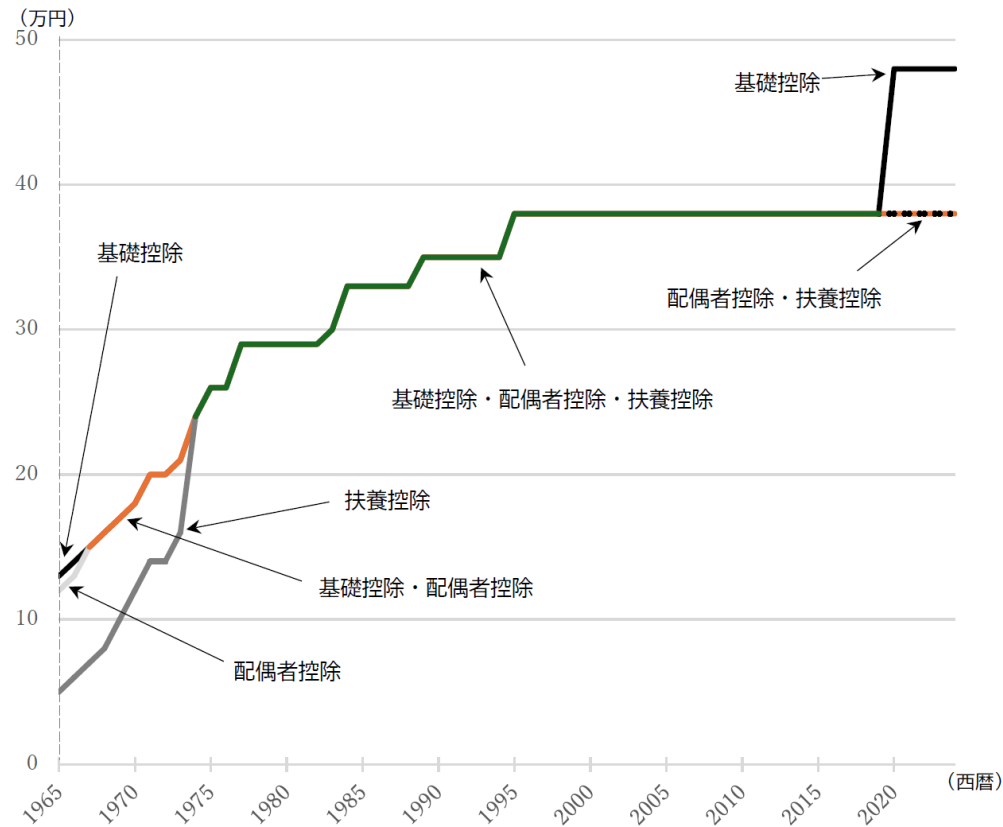
配偶者控除と「内助の功」

豊福実紀, 2017 「配偶者控除制度の変遷と政治的要因」 『社会保障研究』 1(4), 845-859.

- 1961年に創設
 - 以前は無・低収入の配偶者は扶養控除を通じて所得控除の対象となっていた
- 配偶者控除の別途設置の目的＝扶養控除より高額な控除
 - 青色申告の個人事業主の家族従業員には専従者控除が適用。白色申告者の個人事業主には、**配偶者9万円**の配偶者控除、その他の家族従業員に7万円の専従者控除。
 - 白色申告者と平仄を合わせるように扶養控除（当時）よりも多額（9万円）を適用。
- 「内助の功」の意味
 - 配偶者に関し所得控除すること自体ではなく、当時、扶養控除の金額より高かった事業所得者の専従者控除と配偶者の控除額をバランスさせる（配偶者控除の額を扶養者控除の額より高くする）ことを正当化するロジック。
 - 政府税制調査会
 - ▽ 事業所得者の専従者控除制度の拡充は「現在でも負担が重いといわれている給与所得者とのバランス」を「一層問題」にし、配偶者控除はその「差を薄める」。
 - ▽ 家族従業員の所得と合算して課税される個人事業主の所得に関し家族従業員の貢献を考慮して税負担を軽減するならば、片稼ぎの給与所得者の所得についても、それは本人だけでというより家事労働などの配偶者の協力を得て稼いだものである（＝**内助の功**）から、税負担を軽減すべき。

人的控除額の変遷

図表 1-13 所得税における基礎控除・配偶者控除・扶養控除の金額の推移



林正義, 2024 『税制と経済学：その言説に根拠はあるのか』 中央経済社

配偶者控除・扶養控除の役割

- 本来、配偶者控除（政策的に設けられている配偶者特別控除ではない）、は扶養控除としてとらえられるべき。
- 配偶者控除・扶養控除の機能＝担税力を適切に表すために所得を調整
 - 同一の所得（＝収入－経費）を有する個人であっても、その本人やその家族の状態によって、それぞれの者が「税を担う力（担税力）」は異なる。
 - 配偶者控除・扶養控除はそのような所得には現れない担税力の違いを調整する役目をもつ。
 - ▽ 納税者個人が世帯員を扶養している場合、当該納税者は当該世帯員のために追加的な支出を行う（当該世帯員による消費のための移転が必要になる）から、扶養しなければならない世帯員を持たない同一所得の個人より担税力は小さくなる。
 - 垂直的公平性（再分配）というよりも水平的公平性のための仕組み。
- 配偶者控除・扶養控除は個人単位課税を前提
 - 当然ながら、配偶者控除の適用に性別は関係ない。

その他の懸念点・コメント

基礎控除と配偶者控除の二重取り＝課税単位選択の問題

- 「二重取り」と判断するためには，日本の課税が世帯単位（joint taxation）が個人単位（individual taxation）かを確認にする必要（日本の税制は個人単位）
- 日本の課税が個人単位であるならば，配偶者控除は主たる稼得者個人に適用され，ここでの基礎控除は従たる稼得者個人に適用されるもの。したがって，適用される単位が異なるため，**定義上**，二重取りにはならない。
- 「二重取りはけしからん」という感情は，金銭の稼得・支払い・負担は世帯単位で行われるべきという暗黙の考えに基づいているようである。
- そのような考えを税制度に求めるには個人単位課税から世帯単位課税への変更が必要。

理想的な個人単位課税と現行課税における世帯単位税額の比較

- 所得 Y を稼得する A からその配偶者を含む扶養家族 B への移転 S を考える。
- 理想的な個人単位課税の下では
- A の所得 $= A$ の消費 $+ A$ の純資産増 $= Y - S$
 - A が直面している限界税率を m とすると、 S を移転することによる A の税額の減少は mS
- B の所得 $= B$ の消費 $+ B$ の純資産増 $= S$
 - B が直面する限界税率を t 、基礎控除を Z すると、 S を受け取ることによって B が支払う税額は $t \cdot (S - Z)$
- 通常、超過累進課税の下では $m > t$ 。
- 移転による世帯合計の税額の減少

$$mS - t \cdot (S - Z) = (m - t)S + tZ$$
- 扶養控除（配偶者控除） D のみで対処する場合
- A の所得 $= Y - D$
- A が直面している限界税率を m とすると、控除による A の税額の減少は mD 。 B は税を支払わないので、世帯合計の税額の減少は mD
- 理想的な個人単位課税より扶養控除のほうが世帯単位の税額減少が小さい（世帯単位の税額が大きい）場合

$$mD < (m - t)S + tZ \Leftrightarrow S > \frac{m}{m - t} D - tZ$$

$$\frac{m}{m - t} D - tZ = \frac{0.3}{0.3 - 0.15} \cdot 38 - 0.15 \cdot 38$$

$$= 76 - 5.7$$

$$= 70.3$$

配偶者控除の廃止について

扶養控除としての配偶者控除

- 配偶者控除は扶養控除であったこと、既に控除額が扶養控除と同一になったことを鑑みると、配偶者控除の廃止の是非は扶養にかかる費用を所得税制の中でどのように捉えるかという熟考・議論を経て実行すべき
- この意味で、2018年からの高(?)所得者に対する廃止は拙速

「専業主婦の比率が少なくなったから配偶者控除を見直すべき」という議論

- そもそも配偶者控除は専業主婦専用の制度ではない.
- 「専業主婦の比率が少なくなったから配偶者控除を見直すべき」という議論は「少数派には専用の制度はいらない」という意味であり、さらには「少数派を配慮する必要はない」という主張に繋がる（根元を同じにする？）不気味・不快な議論.
- もう少し頭を使った議論をすべき.

課税最低限を巡る議論

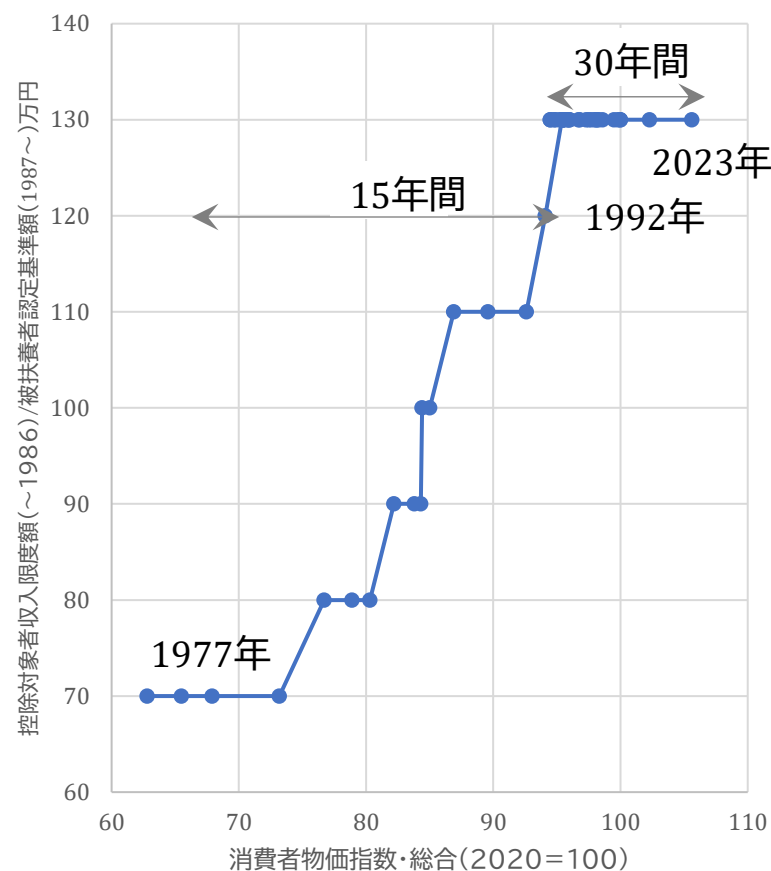
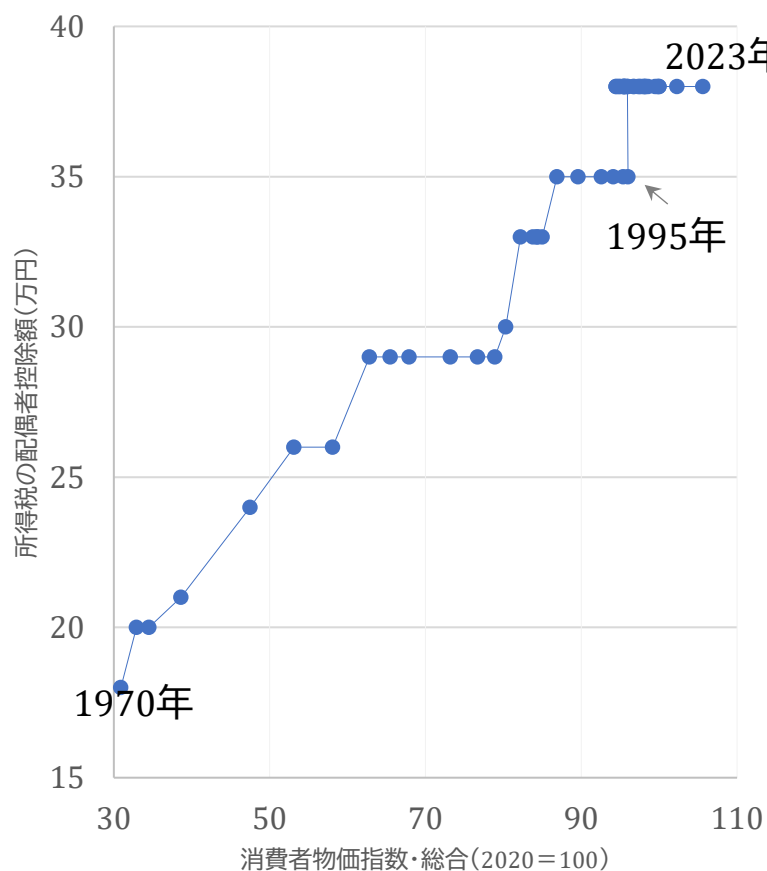
課税最低限

- 給与所得者
 - 基礎控除←38万円（所得税）， 33万円（個人住民税）
 - 給与所得控除（見なし）←最低収入部分65万円
- 個人事業主
 - 基礎控除←38万円（所得税）， 33万円（個人住民税）
 - 必要経費（実額）
- 基礎控除の機能
 - 最低生活費（生存を維持する費用）に充てられる収入には担税力を認めない
 - ▽ 人的資本の維持費用・減価償却相当部分（中里実）
 - 税務の簡素化のための免税点
 - ▽ 一定以下の所得は課税対象としない（少額の所得に課税しても徴税費用が嵩む？ではない）

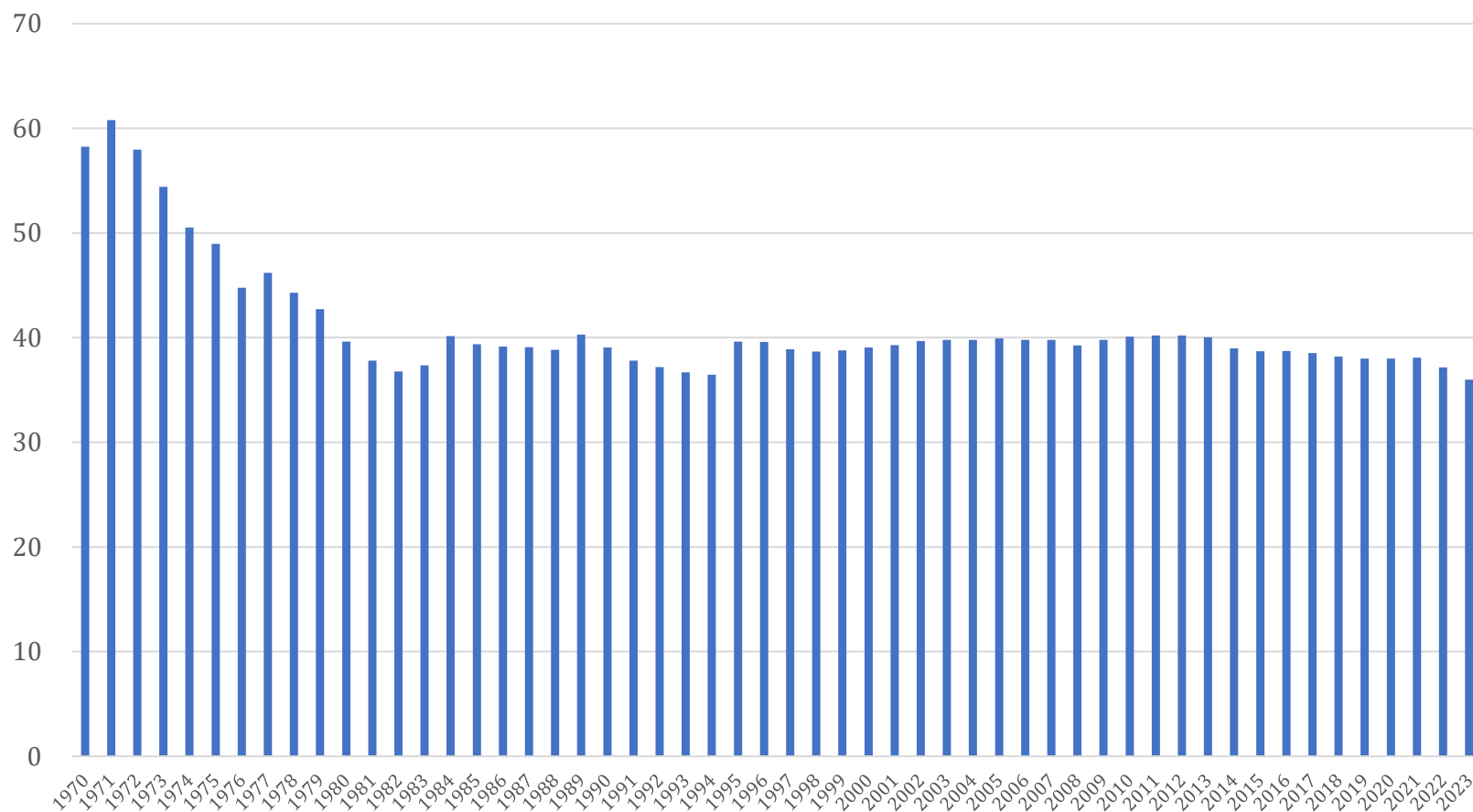
4つの「最低生活費？」

- 所得税の基礎控除額
 - 48万円→58万円
- 個人住民税の基礎控除額と非課税基準
 - 基礎控除額：43万円のまま据え置き
 - 非課税限度（非課税基準）として45万円（所得割），45万円・41.5万円・38万円（均等割）
- 生活保護における保護基準額（R3単身高齢者：生活扶助＋住宅扶助）
 - 13.168万円/月×12月＝158万円（1級地1）
 - 9.83万円/月×12月＝118万円（3級地2）
- 最低賃金率＝最低生活費÷標準的な労働時間（週40時間）？
 - 全国加重平均（R6.10）：1,055円/時間
 - 年収換算：1,055円/時間×40時間/週×365日÷7日＝220万円＝最低生活費？

インフレと配偶者控除額/被扶養者認定額



所得税における配偶者控除の実質額 (2020年価格：万円)



ご参考

- 林 正義, 2025. 『財政学：課税と給付 (仮題)』 (近刊) 有斐閣.
- 林 正義, 2024b. 『税制と経済学：その言説に根拠はあるのか』 中央経済社.
- 林 正義, 2024a. 「いわゆる『年収の壁』について：配偶者控除を中心に」 『租税研究』 (899), 4-37.
- 林 正義, 2023. 「『年収の壁』と就業調整：被扶養者の就労と税・社会保険料負担を考える」 『改革者』 2023年6月号, 38-41.
- 林 正義, 2021b. 「配偶者控除による『就業調整』はどれくらいなのか」 『税務弘報』 69(3), 148-149.
- 林 正義, 2021a. 「配偶者控除は『103万円の壁』を形成していたのか」 『税務弘報』 69(2), 158-159.
- 林 正義, 2020. 「課税政策におけるEBPM: 労働所得税とマイクロシミュレーションの活用を中心に」 大橋弘 (編) 『EBPMの経済学：エビデンスを重視した政策立案』 東京大学出版会, 241-270.
- 林 正義, 2017b. 「103万円の壁 (?) と就業調整」 『租税研究』 (813), 223-238.
- 林 正義, 2017a. 「配偶者控除と配偶者特別控除」 『税務弘報』 65(3), 15-20.
- 林 正義, 2015. 「配偶者控除と女性の就労」 『地方税』 66(7), 2-9.
- 林 正義, 2014. 「配偶者控除の縮小と女性の就労拡大」 『税務弘報』 62(7), 2-3.